第2章

生物多様性の保全及び持続可能な利用 ~豊かな自然共生社会の実現に向けて~

第2章では、我が国の生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組について記述します。はじめに、 生物多様性の現状として、生物多様性及び生態系サービスの総合評価(JBO2)、愛知目標の達成状況につ いて紹介し、野生生物を取り巻く現状について記述します。続いて、「生物多様性国家戦略2012-2020(平 成24年閣議決定、以下「国家戦略」という。)」の5つの基本戦略に沿って、それぞれに関連する取組を報 告します。また、東日本大震災からの復興・再生に向けた自然共生社会づくりの取組について記述します。

第1節 生物多様性の現状と対策

生物多様性及び生態系サービスの総合評価

平成26年度から27年度にかけて、環境省生物多様性及び生態系サービスの総合評価に関する検討会を開 催し、我が国の過去50年間の生物多様性及び生態系サービスの変遷を総合的に評価を行い、JBO2として 公表しました(表2-1-1、表2-1-2)(http://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/policy/)。

IBO2の評価結果から得られた主要な結論については、第1部パート3第2章第1節1を参照。

表 2-1-1 生物多様性の評価結果

		損失の要因										
			第1の危機	ŧ		第2の危機	の危機		第3の危機		第4の危機	
		開生 発 改 変 の	富水 栄養の 化	(第1の危機) 減少要因 絶滅危惧種の	縮管里 小理・利用の の	減少 直接動制用の の	(第2の危機) 減少要因 絶滅危惧種の	侵入と 定着 着	への影響物 郷物	(第3の危機) 減少要因 絶滅危惧種の	への影響物 気候変動	(第4の危機) 減少要因 絶滅危惧種の
長期的傾向影響力の	過去50年~20年の間		0				0		0	0		?
関力の向の	過去20年~現在の傾向			0			0			0		?
影響	力の大きさと現在の傾向											?

注1:表中の語句については以下のとおり

第1の危機:開発や乱獲等人が引き起こす負の影響要因による生物多様性への影響。具体的には開発・改変、直接的利用、水質汚濁による影響を含む

第2の危機:第1の危機とは逆に、自然に対する人間の働き掛けが縮小撤退することによる影響。里地里山等の利用・管理の縮小が該当する

第3の危機:外来種や化学物質等人間が近代的な生活を送るようになったことにより持ち込まれたものによる危機

第4の危機:気候変動等地球環境の変化による生物多様性への影響。地球温暖化の他、強い台風の頻度増加や降水量の変化等の気候変動、海洋の一次生産の減少 及び酸性化等の地球環境の変化を含む

		要因					
	評価期間における	る影響力の大きさ	影響力の長期的傾	向及び現在の傾向			
	弱い	0	減少	A			
凡例	中程度		横ばい	\triangleright			
7,615,1	強い		増大				
	非常に強い		急速な増大	Δ			

注1:視覚記号による表記に当たり捨象される要素があることに注意が必要

2:評価の破線表示は情報が十分ではないことを示す

資料:環境省 生物多様性及び生態系サービスの総合評価に関する検討会「生物多様性及び生態系サービスの総合評価報告書」より環境省作成

表 2-1-2 生態系サービスの評価結果

			評価結果	
		過去50年~20年の間	過去20年~現在の間	オーバーユース アンダーユース [®]
	農産物	1	1	アンダーユース (データより)
	特用林産物	*	*	アンダーユース(アンケートより)
/#* <u>\$</u>	水産物	*	1	オーバーユース (データより)
供給サービス	淡水	_	→	オーバーユース(アンケートより)
	木材	*	→	アンダーユース (データより)
	原材料	*	*	アンダーユース (データより)
	気候の調節	_	*	_
	大気の調節	_	→	_
三田市佐土土 127	水の調節	_	S	_
調整サービス	土壌の調節	→	_	_
	災害の緩和		₩	_
	生物学的コントロール	_	S	_
	宗教・祭り	+	1	_
	教育	\	→	_
文化的サービス	景観	_	1	_
	伝統芸能・伝統工芸	*	1	_
	観光・レクリエーション	*	1	_
ディスサービス	鳥獣被害	_	*	_

^{※:}今次総合評価による有識者向けアンケート調査結果も考慮し、定量的な評価結果の妥当性を検討した

供給サービス:食料、燃料、木材、繊維、薬品、水等、農林水産業等を通じてもたらされている人間の生活に重要な資源を供給するサービス 調整サービス:森林があることによって気候が緩和されたり、洪水が起こりにくくなったり、水が浄化されたりといった、環境を制御するサービス 文化的サービス:精神的充足、美的な楽しみ、宗教・社会制度の基盤、レクリエーションの機会等を与えるサービス

	享受している量の傾向						
	定量評	価結果	定量評価に用いた情報が不十分である場				
	増加	1	増加	1			
	やや増加	*	やや増加				
凡例	横ばい	→	横ばい				
	やや減少	1	やや減少	S			
	減少	1	減少	!!!			

注1: 視覚記号による表記に当たり捨象される要素があることに注意が必要

資料:環境省生物多様性及び生態系サービスの総合評価に関する検討会「生物多様性及び生態系サービスの総合評価報告書」より環境省作成

2 数値から見る我が国の愛知目標の達成状況

国家戦略の第2部では、生物多様性条約第10回締約国会議(COP10。以下、締約国会議を「COP」と いう。なお、本章における締約国会議(COP)は、生物多様性条約締約国会議を指す)において採択され た愛知目標の達成に向けて我が国の国別目標を掲げているほか、それについて関連指標群を設定しています (表2-1-3)。

また、関連指標群の状況と、国家戦略において平成27年度を期限としている取組の状況を基に、平成27 年度、国家戦略の進捗状況の中間評価を実施しました。

注1:表中の語句については以下のとおり

^{2:}矢印を破線で四角囲みしてある項目は評価に用いた情報が不十分であることを示す

表 2-1-3 (1) 数値目標から見た基本戦略の達成状況

戦略 目標	国別目標	関連指標群	国家戦略策定時 (H24年度) の値 (H24度の数値がない場合は国 家戦略策定時点の最新の数値)	最新値
A:生	- =物多様性の損失の根本原因に対処する	5		
	A-1: 遅くとも2020年(平成32年)までに、各主体が生物多様性の重要性を認識し、それぞれの行動に反映する「生物多様性の社会における主流化」が達成され、生物多様性の損失の根本原因が軽減されている	生物多様性の重要性に関する認識状況 ・「生物多様性」の言葉の認知度 [%] ・「生物多様性国家戦略」の認知度 [%]	55.7 (H24) 34.4 (H24)	46.4 (H26) 24.8 (H26)
		生物多様性自治体ネットワークへの参加自治体数 【累積】	124 (H24)	142 (H27)
	が達成され、生物多様性の損失の根本原因が軽減されている。	生物多様性民間参画パートナーシップの参加団体数 【累積】	457 (H24)	467 (H26)
	本原因が軽減されている	ナショナル・トラストによる保全地域の箇所数及び面積 ※日本ナショナル・トラスト協会調べ ・箇所数 [団体]【累積】 ・面積 [ha]【累積】		46 (H27) 13,532 (H27)
		にじゅうまるプロジェクトへの登録数 [事業数]【累積】	161 (H24)	341 (H27)
		グリーンウェイブへの参加団体数	465 (H24)	215 (H27)
		森林経営計画の策定面積 [万 ha]	289 (H24)	489 (H26)
		国内における、SGEC、FSCの森林認証面積、MELジャパン、MSC、JHEPの認証取得数 ・SGECの森林認証面積 [万ha] ・FSCの森林認証面積 [万ha] ・MELジャパン認証取得数 (生産段階) 【累積】 ・MELジャパン認証取得数 (流通加工段階)【累積】 ・MSCの認証取得数 【累積】 ・JHEPの認証取得数 【累積】	125 (H26) 40 (H24) 18 (H24) 49 (H24) 1 (H24) 14 (H24)	125 (H26) 39 (H26) 23 (H27) 53 (H27) 2 (H27) 39 (H27)
		自然保護地域や自然環境保全事業等を対象とした経済価値評価等による生物多様性及び生態系サービスの可視化の実施数	_	_
		生物多様性の保全の取組や保全のための配慮事項が盛り込まれた国と地方自治体における戦略や計画(生物多様性地域戦略及び地域連携保全活動計画を始めとした地方自治体の計画等)の策定数・生物多様性地域戦略策定済み都道府県【累積】・生物多様性地域戦略策定済み市区町村【累積】・地域連携保全活動計画の策定数【累積】・エコツーリズム推進法に基づく全体構想策定数 【累積】	24 (H24) 29 (H24) 1 (H24) 3 (H24)	39 (H27) 69 (H27) 13 (H27) 7 (H27)
		生物多様性の確保に配慮した緑地の保全及び緑化の推進に関する基本 計画 (緑の基本計画) の策定数 ・生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定割合 [%]	36 (H24)	38 (H25)
		生態系サービスへの支払い税(森林環境税等)の導入自治体数 ・森林環境税等の導入自治体数 [都道府県] 【累積】 ・その他のPES導入自治体数	33 (H24)	35 (H27) -
		環境保全経費(自然環境の保全と自然とのふれあいの推進)の予算額 [億円] ※平成25年度予算より環境保全経費(生物多様性の保全及び持続可能な利用)に区分が変更となった	1,393 (H24)	1,431 (H27)
		生物多様性保全の取組に関する方針の設定と取組の実施状況 ・生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を実施している か、実施する方向で検討している事業者の割合 [%]	_	57.2 (H25)
B:人	為的圧力等の最小化と持続可能な利用	を推進する		
	B-1:	特に重要な水系における湿地の再生の割合 [%]【累積】	39 (H24)	48 (H26)
	2020年(平成32年)までに、自然 生息地の損失速度及びその劣化・分	干潟の再生割合 [%]	38.0 (H24)	38.13 (H26)
	断を顕著に減少させる	三大湾において底質改善が必要な区域のうち改善した割合 [%]	47.0 (H24)	48.5 (H26)
		都市域における水と緑の公的空間確保量 [m²/人]	12.8 (H24)	12.9 (H25)

表 2-1-3 (2) 数値目標から見た基本戦略の達成状況

戦略 目標	国別目標	関連指標群	国家戦略策定時 (H24年度) の値 (H24度の数値がない場合は国 家戦略策定時点の最新の数値)	最新値
B:人	- 為的圧力等の最小化と持続可能な利用	を推進する		
	B-2: 2020年(平成32年)までに、生物 多様性の保全を確保した農林水産業 が持続的に実施される	農地・農業用水等の地域資源の保全管理に係る地域共同活動への延べ 参加者数 [万人・団体]	187 (H24)	222 (H26)
		エコファーマー累積新規認定件数 【累積】	278,540 (H24)	292,373 (H26)
		生態系のネットワークの保全に向けた整備箇所数	1,694 (H24)	1,937 (H26)
		中山間地域等において減少を防止する農用地面積 [万ha]	7.8 (H24)	8.0 (H26)
		森林計画対象面積 [百万ha]	25 (H24)	25 (H24)
		藻場・干潟の保全・創造面積 [ha]	738 (H24)	3,944 (H26)
		漁場の堆積物除去面積 [万ha]	3.6 (H24)	4.6 (H26)
		 魚礁や増養殖場の整備面積 [万ha]	2.3 (H24)	1.1 (H26)
		漁業集落排水処理を行う漁村の人口比率 [%]	57.1 (H24)	60.7 (H25)
		多国間漁業協定数 【累積】	52 (H24)	53 (H27)
			58 (H24)	50 (H27)
		漁業者等による資源管理計画数 【累積】	1,705 (H24)	1,793 (H26)
		 海面養殖生産に占める漁場改善計画対象水面生産割合 [%]	85.5 (H24)	91.2 (H26)
		里海づくりの取組筒所数	123 (H22)	217 (H26)
	B-3:	水質環境基準の達成状況 ※健康項目		
	2020年(平成32年)までに、窒素 やりん等による汚染の状況を改善し つつ、水生生物等の保全と生産性向	・河川 [%] ・湖沼 [%] ・海域 [%]	98.6 (H24) 99.5 (H24) 100.0 (H24)	98.8 (H26) 99.8 (H26) 100.0 (H26)
	上、持続可能な利用の上で望ましい 水質と生息環境を維持する。特に、 湖沼、内湾等の閉鎖性の高い水域に ついては総合的、重点的な推進を図 る	閉鎖性水域における全窒素及び全りん濃度の環境基準の達成状況 ・湖沼(全窒素濃度) [%] ・湖沼(会りの濃度) [%] ・湖沼(全窒素、全りん濃度とも) [%] ・東京湾(全窒素、全りん濃度とも) [%] ・伊勢湾(全窒素、全りん濃度とも) [%] ・大阪湾(全窒素、全りん濃度とも) [%] ・ 瀬戸内海(大阪湾を除く)(全窒素、全りん濃度とも) [%] ・瀬戸内海(全窒素、全りん濃度とも) [%] ・八代海(全窒素、全りん濃度とも) [%]	12.8 (H24) 54.6 (H24) 51.3 (H24) 83.3 (H24) 57.1 (H24) 100.0 (H24) 98.2 (H24) 40.0 (H24) 100.0 (H24)	15.4 (H26) 52.9 (H26) 50.4 (H26) 83.3 (H26) 71.4 (H26) 100.0 (H26) 96.5 (H26) 40.0 (H26) 100.0 (H26)
		赤潮・アオコの発生件数 ・赤潮の発生件数(東京湾)[件] ・赤潮の発生件数(伊勢湾)[件] ・赤潮の発生件数(瀬戸内海)[件] ・赤潮の発生件数(有明海)[件] ・赤潮の発生件数(ハ代海)[件] ・アオコの発生件数(原ヶ浦(西浦))[日] ・アオコの発生件数(琵琶湖)[日]	27 (H24) 32 (H24) 116 (H24) 44 (H24) 16 (H24) 118 (H24) 18 (H24)	32 (H25) 28 (H26) 97 (H26) 37 (H26) 11 (H26) 35 (H26) 0 (H26)
		閉鎖性水域におけるCODの環境基準の達成状況 ・湖沼 [%] ・東京湾 [%] ・伊勢湾 [%] ・大阪湾 [%] ・大阪湾 [%] ・ オアー内海 (大阪湾を除く) [%] ・有明海 [%] ・八代海 [%]	55.3 (H24) 63.2 (H24) 56.3 (H24) 66.7 (H24) 79.3 (H24) 86.7 (H24) 85.7 (H24)	55.6 (H26) 63.2 (H26) 50.0 (H26) 66.7 (H26) 78.0 (H26) 93.3 (H26) 85.7 (H26)
		水生生物保全に係る環境基準の達成状況 ・河川(全亜鉛) [%] ・湖沼(全亜鉛) [%] ・海域(全亜鉛) [%] ・河川(ノニルフェノール) [%] ・湖沼(ノニルフェノール) [%] ・海域(ノニルフェノール) [%] ・海域(ノニルフェノール) [%] ・河川(LAS) [%] ・海域(LAS) [%]	96.5 (H24) 99.7 (H24) 99.4 (H24) 100.0 (H24) 100.0 (H24) 100.0 (H24)	98.7 (H26) 100.0 (H26) 99.7 (H26) 99.9 (H26) 100.0 (H26) 100.0 (H26) 99.7 (H26) 100.0 (H26) 99.8 (H27)
		東京湾、伊勢湾、瀬戸内海における貧酸素域の分布状況 ・東京湾 ・伊勢湾 ・瀬戸内海	_ _ _	_ _ _
		陸域からの窒素・りん流入負荷量 ※暫定値を含む ・陸域からの窒素流入負荷量 (東京湾) [トン/日] ・陸域からの窒素流入負荷量 (伊勢湾) [トン/日] ・陸域からの窒素流入負荷量 (滑戸内海) [トン/日] ・陸域からのりん流入負荷量 (東京湾) [トン/日] ・陸域からのりん流入負荷量 (伊勢湾) [トン/日] ・陸域からのりん流入負荷量 (瀬戸内海) [トン/日]	154 (H24) 85 (H24) 316 (H24) 10 (H24) 7 (H24) 19 (H24)	151 (H25) 97 (H25) 315 (H25) 9.9 (H25) 6.0 (H25) 19.7 (H25)
		干潟の再生の割合 [%] ※再掲	38.0 (H24)	38.13 (H26)
		三大湾において底質改善が必要な区域のうち改善した割合 [%] ※再掲	47.0 (H24)	48.5 (H26)
		地下水環境基準(硝酸、亜硝酸)の達成状況 [%] ※平成25年度地下水質測定結果の概況調査(項目「硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素」)による	96.4 (H24)	97.1 (H26)

表 2-1-3 (3) 数値目標から見た基本戦略の達成状況

戦略目標	国別目標	関連指標群	国家戦略策定時 (H24年度) の値 (H24度の数値がない場合は国 家戦略策定時点の最新の数値)	最新値
B:人	為的圧力等の最小化と持続可能な利用	- を推進する		
	B-4: 2020年(平成32年)までに、外来 生物法の施行状況の検討結果を踏ま 表対策を各主体の適切な役割分担 の下、計画的に推進する。また、よ り効果的な水際対策等について検討 し、対策を推進する	特定外来生物、外来種ブラックリスト(仮称)の指定等種類数とそのうちの未定着種類数 ※「外来種ブラックリスト(仮称)」は「生態系被害防止外来種リスト」として平成27年3月に策定済み・特定外来生物の指定等種類数・特定外来生物の未定着種類数・生態系被害防止外来種リストの指定等種類数・生態系被害防止外来種リストの未定着種類数	105 (H24) 58 (H24) – –	110 (H27) 61 (H27) 429 (H27) 101 (H27)
		外来生物法に基づく防除の確認・認定件数 ・確認件数 [件] ・認定件数 [件]	987 (H24) 110 (H24)	808 (H26) 105 (H26)
		奄美大島及び沖縄島やんぱる地域(防除実施地域内(平成24年度時点))におけるマングースの捕獲頭数及び捕獲努力量当たりの捕獲頭数、アマミノクロウサギ及びヤンバルクイナの生息状況(生息確認メッシュ数)・マングースの捕獲頭数(奄美大島)[頭]・マングースの捕獲頭数(沖縄島やんぱる地域)[頭]・マングースの捕獲努力量当たりの捕獲頭数(奄美大島)[頭/1000 わな日]・マングースの捕獲努力量当たりの捕獲頭数(沖縄島やんぱる地域)[頭/1000 わな日]	197 (H24) 203 (H24) 0.08 (H24) 0.14 (H24)	71 (H26) 127 (H26) 0.015 (H26) 0.08 (H26)
		・生息メッシュ数 (アマミノクロウサギ) [メッシュ] ・生息メッシュ数 (ヤンバルクイナ) [メッシュ] 地方自治体における外来種に関するリストの作成と条例の整備	112 (H24) 152 (H24)	362 (H26) 142 (H26)
		・リストの作成 [件数] ・条例の整備 [件数]	24 (H23) 20 (H23)	24 (H27) 20 (H27)
	B-5: 2015年(平成27年)までに、サンゴ礁、藻場、干潟、島嶼(しょ)、 亜高山・高山地域等の気候変動に脆 (ぜい)弱な生態系を悪化させる人 為的圧力等の最小化に向けた取組を	サンゴ礁の状態の推移傾向(サンゴ被度) [%] 水質の指標(全窒素、全りん)、底質中懸濁物質含量(SPSS) ・水質の指標(全窒素) ・水質の指標(りん) ・底質中懸濁物質含量(SPSS)	30 (H24) _ _ _	30 (H27)
	推進する	日本のサンゴ礁、藻場、干潟等における各種指定区域の面積 ・サンゴ礁 [%] ・藻場 [%] ・干潟 [%]	42 (H20) 47 (H20) 9 (H20)	42 (H20) 47 (H20) 9 (H20)
		人為的圧力が生態学的許容値以下に抑えられている箇所数	_	_
C:生!		ことにより、生物多様性の状況を改善する 		
	C-1: 2020年(平成32年)までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%、また沿岸域及び海域の10%を適切に保全・管理する	自然公園面積(国立公園、国定公園、都道府県立自然公園) ・国立公園の面積 [ha] ・国定公園の面積 [ha] ・都道府県立自然公園の面積 [ha]	2,093,363 (H24) 1,362,613 (H24) 1,977,485 (H24)	1,419,542 (H27)
	土・巨庄9 ⊘	自然環境保全地域等面積(原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、 都道府県自然環境保全地域) ・原生自然環境保全地域の面積 [ha] ・自然環境保全地域 [ha] ・都道府県自然環境保全地域 [ha]	5,631 (H24) 21,593 (H24) 77,342 (H24)	5,631 (H27) 22,542 (H27) 77,409 (H27)
		都市域における水と緑の公的空間確保量 [m²/人] ※再掲	12.8 (H24)	12.9 (H25)
		鳥獣保護区面積(国指定鳥獣保護区、都道府県指定鳥獣保護区) ・国指定鳥獣保護区の箇所数 ・国指定鳥獣保護区の面積 [万ha] ・都道府県指定鳥獣保護区の箇所数 ・都道府県指定鳥獣保護区の面積 [万ha]	82 (H24) 58.2 (H24) 3,759 (H24) 303.2 (H24)	85 (H27) 58.6 (H27) 3,698 (H27) 297.6 (H27)
		海洋保護区面積(自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、保護水面、共同漁業権区域、指定海域、沿岸水産資源開発区域等) [km²]	369,200 (H23)	372,821 (H25)
		国有林野の保護林及び緑の回廊面積 ・保護林面積 [万ha] ・緑の回廊面積 [万ha]	91.5 (H24) 59.2 (H24)	96.8 (H27) 58.3 (H27)
		保安林面積 [万ha]	1,209 (H24)	1,214 (H26)
		特に重要な水系における湿地の再生の割合 [%]【累積】 ※再掲	39 (H24)	48 (H26)
		国立公園において保全・管理に当たる自然保護官の人数 [人]	71 (H24)	76 (H27)
		国立公園内において国立公園管理に携わるボランティアの人数 ・パークボランティアの人数 [人]	1,569 (H24)	1,544 (H27)

表 2-1-3 (4) 数値目標から見た基本戦略の達成状況

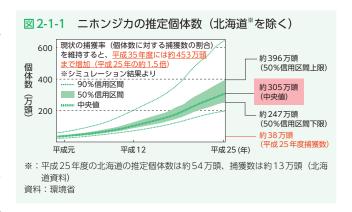
戦略目標	国別目標	関連指標群	国家戦略策定時 (H24年度 (H24度の数値がない場合 家戦略策定時点の最新の	は国	最新值	Ī
C:生!	態系、種、遺伝子の多様性を保全する	ことにより、生物多様性の状況を改善する				
	絶滅のおそれの高い種のうち、2020年(平成32年)までにレッドリストのランクが下がる種が増加している。また、2020年(平成32年)までに作物、家畜等の遺伝子の多様性が維持される	・脊椎動物 [%]・昆虫 [%]	25.0 1.1 25.4	(H24)	1.1	(H27) (H27) (H27)
				(H24)		(H27)
		育権動物、昆虫、維管束植物の各分類群における生息域外保全の実施されている種数 ・脊椎動物 [種] ※日本動物園水族館協会の絶滅危惧種飼育繁殖一覧のうち「保険個体群の維持取組」の数 ・昆虫 [種] ※全国昆虫施設連絡協議会の絶滅危惧種飼育繁殖一覧のうち「飼育累代」の数 ・維管束植物 [種] ※日本植物園協会員が保有する絶滅危惧植物の種数	11	- (H24) -		(H27) (H27) (H27)
		国内希少野生動植物種の指定数 [種]	90	(H24)	175	(H27)
		生息地等保護区の箇所数及び面積 ・箇所数 【累積】 ・面積 [ha]		(H24)		(H27)
		保護増殖事業計画の策定数 [種]	49	(H24)	49	(H27)
		トキ・コウノトリ・ツシマヤマネコの野生個体数 ・トキ(野外) [羽] ・ツシマヤマネコ(推定) [頭]	76	(H24) -	^糸 又は約	(H27) 约70頭 100頭
		・コウノトリ [羽] ※大陸からの飛来個体1羽を含む	62	(H24)	(2010年f 82	弋前半) (H27)
D:生	物多様性及び生態系サービスから得ら					
	D-1: 2020年 (平成32年) までに、生態	森林計画対象面積 [百万ha] ※再掲	25	(H24)	25	(H24)
	2020年(平成32年)までに、生態 系の保全と回復を通じ、生物多様性 及び生態系サービスから得られる恩 恵を国内外で強化する。特に里地里 山における自然資源の持続可能な利 用の重要性が認識され、各種取組が 行われる	展地・展業用水等の地域資源の保全管理に係る地域共同活動への延へ 参加者数 [万人・団体] ※再掲		(H24)		(H26)
		SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップの協力活動の数 里海づくりの取組箇所数		(H24) (H22)		(H27) (H26)
		自然再生推進法における取組面積・箇所数 ・面積 [万ha] ・箇所数		(H24) (H24)		(H27) (H27)
	り、生態系の回復能力及び二酸化炭素の貯蔵機能が強化され、気候変動 の緩和と適応に貢献する	国立公園内の自然再生事業 ・面積 [万ha] ・箇所数		(H24) (H24)		(H27) (H27)
		干潟の再生の割合 [%] ※再掲	38.0	(H24)	38.13	(H26)
		都市緑化等による温室効果ガス吸収量 [万トンCO2]	108	(H24)	111	(H25)
		森林による二酸化炭素吸収量 [万トンC]	1,410	(H24)	1,406	(H24)
		国有林野の保護林及び緑の回廊面積 ・保護林面積 [万 ha] ※再掲 ・緑の回廊面積 [万 ha] ※再掲	91.5 59.2			(H27) (H27)
	D-3: 可能な限り早期に名古屋議定書を締結し、遅くとも2015年(平成27年)までに、名古屋議定書に対応する国内措置を実施することを目指す			-		-
E:生物	勿多様性国家戦略に基づく施策の着実	な推進、その基礎となる科学的基盤の強化、生物多様性分野における能	力構築を推進する			
	E-1: 生物多様性国家戦略に基づき施策の	主要行動目標の実施状況		-[0	(H25)
	総合的・計画的な推進を図る。また、 愛知目標の国別目標17の達成に向 け支援・協力を行う	生物多様性日本基金を通じて技術支援を受けた締約国のうち、生物多様性国家戦略を改定した国数 【累積】	13	(H24)	74	(H27)
	E-2: 2020年(平成32年)までに、生物 多様性に関する地域社会の伝統的知 識等が尊重される。また、科学的基	1/2.5万現存植生図整備状況 [面]【累積】(全4,742面のうち)	3,053	(H24)	3,652	(H27)
	職等が等量とれる。また、村子の金 態を強化する。さらに、遅くとも2020 年(平成32年)までに、愛知目標 の達成に向け必要な資源を効果的・ 効率的に動員する	GBIFへのデータの登録状況 [件]	2,946,992	(H24)	3,816,223	(H27)
資料:						

3 野生生物を取り巻く状況

(1) 鳥獣管理の推進

近年、ニホンジカやイノシシ等の一部の鳥獣につ いては、急速に生息数が増加するとともに生息域が 拡大し、その結果、農林水産業等への被害が拡大・ 深刻化しています。

その被害は農林水産業だけにとどまらず、生態系 にも深刻な影響を及ぼしています。現在32ある国立 公園のうち、20の国立公園では、高山帯のお花畑や 森林内の下草が消失するなどのニホンジカによる被 害が確認されています。また、鳥獣と列車・自動車 との衝突事故が増加するなど、生活環境へも被害が

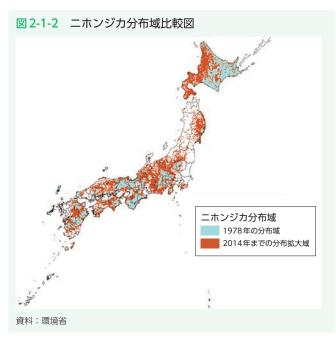


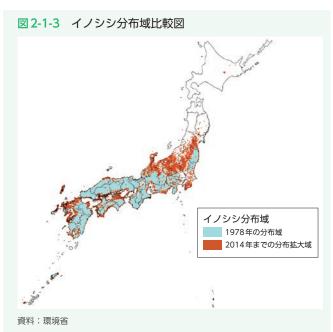
拡大しつつあり、北海道の資料によると北海道旅客鉄道株式会社(IR北海道)管内におけるエゾシカが関 係する列車支障発生件数は、平成24年までのおよそ20年間で約10倍に増えています。加えて、ニホンジ カの採食圧による林床植生の劣化・消失が、森林の持つ水源涵養や国土保全等の公益的機能を低下させ、災 害を誘発する懸念も指摘されています。

これらの野生鳥獣による被害が深刻化している要因としては、鳥獣の生息域の拡大、個体数の増加等が考 えられます。それらの主な原因として、農山漁村の過疎化、高齢化等により、里地里山等における人間活動 が低下したこと、それに伴って鳥獣の隠れ家やえさ場となる耕作放棄地が増加したこと、地球温暖化に伴う 少雪により、自然死が減少したこと、狩猟者の減少、高齢化等により、狩猟による捕獲圧が低下したことが 指摘されています。

環境省において、統計手法を用いて本州以南のニホンジカについての個体数推定及び将来予測を実施した 結果、捕獲率が現状(平成23年度)と同等程度で推移した場合、平成35年には、中央値で平成23年度の 生息数の1.7倍まで増加する可能性が示されました(図2-1-1)。

また、環境省が実施した分布調査によると、ニホンジカの生息域は、昭和53年から平成26年までの36 年間に約2.5倍に拡大し(図2-1-2)、イノシシについても、約1.7倍に拡大していることが示されました (図 2-1-3)。





平成25年には、環境省と農林水産省が共同で「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を取りまとめ、当面の捕獲目標として、ニホンジカ、イノシシの個体数を10年後(平成35年度)までに半減させることを目指すこととしました。

これらを受け、平成26年5月、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)が改正され、平成27年5月に施行されました。これにより、法の目的に「鳥獣の管理(鳥獣の生息数を適正な水準に減らすこと)」が位置付けられ、法の題名が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下「鳥獣保護管理法」という。)に改められました。また、指定管理鳥獣捕獲等事業や認定鳥獣捕獲等事業者制度の創設等、「鳥獣の管理」のための新たな措置が導入されることとなりました。

指定管理鳥獣捕獲等事業は、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が指定した指定管理鳥獣(ニホンジカ及びイノシシ)について、都道府県又は国の機関が捕獲等を行い、適正な管理を推進するものです。なお、国は指定管理鳥獣の捕獲等の強化を図るため、都道府県が事業に関する実施計画を定めて捕獲等をする取組に対し、交付金事業により支援を行うこととし、平成27年度においては、33道府県で当該事業が実施されました。

また、狩猟者人口は、約53万人(昭和45年度)から約18.5万人(平成25年度)まで減少しています。 さらに平成25年度において60歳以上の狩猟者が全体の約3分の2を占めるなど高齢化が進んでいることか ら、個体群管理のための捕獲等を行う鳥獣保護管理の担い手の育成が求められているため、環境省において 様々な取組を行いました。

平成27年5月から鳥獣保護管理法に基づき、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事者の技能・知識が一定の基準に適合し、安全を確保して適切かつ効果的に鳥獣の捕獲等を実施できる事業者を都道府県が認定する認定鳥獣捕獲等事業者制度が始まりました。認定の基準として、鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者及び事業管理責任者等に修了が義務付けられている「安全管理講習」及び「技能知識講習」を全国8会場で、夜間銃猟を含む認定を受けるために必要な「安全管理講習」を全国5会場で開催したところであり、各都道府県で認定鳥獣捕獲等事業者の認定が進んでいます。

また、狩猟免許(網猟及びわな猟のみ)の取得年齢が20歳から18歳以上に引き下げられました。これは、地域の捕獲体制の強化を図るため、高校卒業後に就農した方や、鳥獣被害対策を担当する自治体職員な

ど若い方が、早期に狩猟免許を取得できるようにしたものです。また、将来の鳥獣保護管理の担い手を確保するため、全国で「狩猟の魅力まるわかりフォーラム」を開催しています。このフォーラムでは、若手ハンターによる体験談や狩猟免許取得の相談コーナー、猟具の展示、ジビエの試食等を通じて、多くの人に狩猟の魅力と社会的役割を知ってもらい、狩猟を始めるきっかけを提供しています。平成27年度末までに26都道府県で計27回開催し、6,300人以上の方が参加しました。このほか、鳥獣保護管理に係る専門的な人材を登録して、登録者の情報を紹介する人材登録事業を継続して実施しました。このような取組を進め、近年、新たに狩猟免許を取得する方が増加傾向にあります(図2-1-4)。



(2) 日本の絶滅危惧種

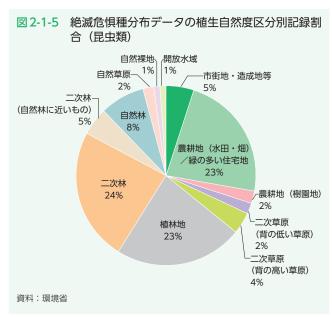
日本の野生生物の現状について、政府では平成3年に「日本の絶滅のおそれのある野生生物」を発行して 以降、定期的にレッドリストの見直しを実施しており、平成27年9月にレッドリスト2015を公表しまし た。絶滅のおそれのある種としてレッドリスト2015に掲載された種数は、10分類群合計で3,596種であ

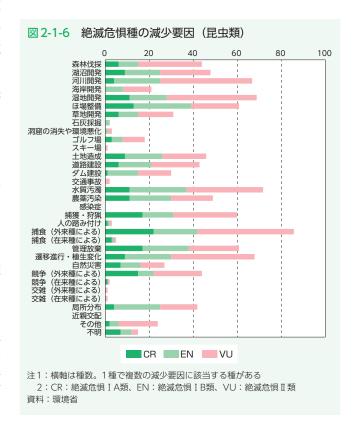
り、平成18年度~平成19年度に公表した第3次レッドリストから441種増加しました。その要因として、 平成24年度に公表した第4次レッドリストにおいて干潟の貝類を初めて評価の対象に加えた等の事情はあ りますが、我が国の野生生物は依然として厳しい状況に置かれていることが分かります。

分類群ごとに絶滅危惧種の分布情報と植生自然度 を集計した結果、絶滅危惧種のうち、両生類の 69%、魚類の70%、昆虫類の78%は、里地里山等 の二次的自然(農耕地(水田・畑)/緑の多い住宅 地、農耕地(樹林地)、二次草原(背の低い草原)、 二次草原(背の高い草原)、植林地、二次林)に生 息していることが明らかとなっています。また、維 管束植物についても57%が、貝類についても62% が二次的自然に生息、生育しています。なお、絶滅 危惧種の生息・生育環境の情報は不足しているのが 現状であり、本集計結果は、あくまでも絶滅危惧種 の生息・生育場所と植生自然度の関係の傾向の概略 を見るためのものとなっています(図2-1-5)。

絶滅危惧種の減少要因は多岐にわたりますが、代 表的な減少要因として、開発、捕獲・採取、管理放 棄や遷移進行、過剰利用、水質汚濁、外来種の影響 等が見られます。例えば、多くの絶滅危惧種が二次 的自然に分布する昆虫類については、開発や捕獲の ほか、水質汚濁、外来種による捕食、管理放棄や遷 移進行・植生変化が大きな減少要因となっています。 また、魚類についても、絶滅危惧種の多くを占める 淡水魚が、里地里山やその地域にある河川や湿原の ほか、水田、水路、ため池等、人間活動によって維 持されている二次的自然に依存しており、土地利用 や人間活動の急激な変化等が、その生息環境を劣 化・減少させた要因と考えられます(図2-1-6)。

このように、里地里山等の二次的自然の保全・維 持管理や外来種の防除等の生息・生育地の減少又は 劣化への対策が、絶滅危惧種の保全上、重要である ことが分かります。特に、湧水性のハリヨや森林性 のキセルガイ類等のように個体の移動範囲が地域的 に限られ特定の環境に依存している種や、カエル類 やチョウ類等のように増殖率が高く環境の改善によ り速やかに回復が見込まれる特性を持つ種について





は、生息・生育地の減少又は劣化への対策が有効であることが多いと考えられます。

(3) 侵略的外来種への対応

日本の生物多様性の危機の一つとして、外来種による危機が挙げられています(外来種への対応に関する 全般的な取組は、第3節5(1)を参照)。特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平 成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。)に基づき指定した特定外来生物について、輸入、飼養 等を規制することで、一定の効果は出ているものの、現在も侵略的外来種の導入は依然として生じていま

す。ここでは、身近な外来種であるアカミミガメと緊急的な対策を進 めているツマアカスズメバチ(特定外来生物)について、紹介します。

ミシシッピアカミミガメは、1950年代から「ミドリガメ」の名前 で輸入された北米大陸原産のカメです。手に入れやすい価格というこ ともあり、かつては年間100万匹以上が輸入され、最近でも年間10 万匹ほどが輸入されています。それらの一部が逃げたり、放されたり して各地に定着・繁殖し、今では日本全国で約800万匹ものアカミミ ガメが生息していると東邦大学の長谷川雅美教授及び神戸市立須磨海 浜水族園らにより推計されています(写真2-1-1)。さらに、現在、日 本各地で観察される淡水性のカメ類の6割以上がミシシッピアカミミ

写真2-1-1 侵略的外来種アカミミガメ



ガメであったことが、平成25年の公益財団法人日本自然保護協会の市民調査により公表されています。

これらのアカミミガメは、雑食性で、水生動物や水草を食べ、ため池等の貴重な里地里山の生態系を破壊 しており、環境省の調査では、1週間で約40グラムの水草を食べていることが分かっています。これは、 水草だけを食べると仮定した場合、日本全体で1週間に約320トンの水草がアカミミガメにより失われてい ることになり、生態系への影響は計り知れません。

このような状況を解決するため、環境省では、平成27年7月に「段階的な規制」、「野外からの排除」、 「終生飼養の推進」等からなる「アカミミガメ対策推進プロジェクト」を立ち上げ、アカミミガメ対策を強 化していくこととしました。また、アカミミガメは多くの人に飼育されていることから、「外来種被害予防 三原則」を周知し、理解し、行動につなげていくことで被害を防止することが重要です(図2-1-7)。

図2-1-7 アカミミガメ対策推進プロジェクトの概要

ー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
アカミミガメ対策の目指す方向					
国外からの導入のストップ		業者による海外からの輸入がなくなることで、個人等の新規個体確保がなくなる			
「捨てガメ=ゼロ」と「終生飼養」		個人が飼養している個体及び業者が保管している個体について、捨てガメ、逸出を防ぐための適正な飼育等が進む ことで、野外への導入がなくなる			
防除の推進		国内の必要な場所において野外個体の防除が進み、アカミミガメ個体群が縮小する			
生態系の再生		アカミミガメの低密度化、地域根絶により、地域や我が国の生態系が再生へ向かっていく			
理解の向上		再生された生態系を享受することでアカミミガメ対策を含む外来種対策の重要性の理解が深まる			
実現に向けた四つのプロジェクト					
防除等を進めることが必要 ◆以下の四つのプロジェクトを進めるこ 調査・計画プロジェクト	とで実現 アカミミ	ガメの生息状況、悪影響、影響が生じている又は生じやすい地域・生態系の把握。防除の技術及び体制等について、			
(影響緩和の技術確立と計画策定)	モデル事	業による検討の上、役割分担等を含めた計画の策定			
3原則プロジェクト (終生飼養の推進)		おけるアカミミガメ飼養の在り方の認識を向上させ、アカミミガメ野外個体の人為による増加・移動の回避]=入れない、捨てない、拡げない)			
2001F312CB3F — F — F .		知期間を確保した上で、輸入及び飼養等について、捨てガメが生じないような段階的な規制を検討。アカミミガメ 水ガメの規制についても合わせて検討する			
防除プロジェクト (野外からの排除) 調査・計画プロジェクトを踏まえた防除の体制等を構築し、国、自治体、市民団体、個人等の協力による広域的な防除を推進					
◆平成 27 年度に、事前の調査として、アカミミガメによる生態系影響、全国の生息状況の推計、流通量の調査等を実施する。それらを踏まえ、平成 28 年度からモデル事業を実施予定					
身近な外来生物問題の認識・理解・行動 地域の魅力の認識・理解・行動					
	本来の生態系の回復による地域の魅力の向上				

資料:環境省

ツマアカスズメバチについては、東南アジアを中 心に分布しているスズメバチ属の一種ですが、韓国 (平成15年)、フランス (平成16年) において、定 着が確認されています。我が国では、平成24年に 初めて対馬で確認されました。平成26年の分布調 査によると、対馬の上島を中心にほぼ全域に定着し、 分布は拡大しています。さらに、平成27年9月に は、対馬以外で初めて福岡県北九州市で1巣確認さ れました(図2-1-8)。なお、その後のモニタリング では、北九州市及び隣接する下関市において、定着 している情報はありません。

本種は、少数の定着であっても急速に個体数や分 布域が拡大する可能性があるため、平成28年度以



降も農林水産省、地方自治体、スズメバチ等の駆除業者等と協力し、港湾等における侵入監視及び生息状況 の把握に努めていきます。また、グローバル化等により物の輸送が国内外で増加していくことに伴い、外来 種の脅威もますます増加していくことは避けられず、侵入の監視、防除等の対策を強化していくため、外来 種に対する国民の理解の向上も求められています。

生物多様性を社会に浸透させる取組 第2節

1 生物多様性に関する広報の推進

毎年5月22日は国連が定めた「国際生物多様性の日」であり、2015年(平成27年)の国際生物多様性 の日のテーマは「持続可能な開発のための生物多様性」でした。平成27年度は、国際生物多様性の日を記 念するとともに、森里川海の恵みを将来にわたって享受した安全で豊かな国づくりを目指し、平成27年5 月30日に、東京・青山の国連大学において「「つなげよう、支えよう森里川海」公開シンポジウム」を開催 しました(主催:環境省、国連大学サステイナビリティ高等研究所、地球環境パートナーシッププラザ)。 そのほか、生物多様性の重要性を一般の方々に知っていただくとともに、生物多様性に配慮した事業活動や 消費活動を促進するため、様々な活動とのタイアップによる広報活動、生物多様性に関するイベントの開 催、全国各地で開催される環境関係の展示会への出展等を実施しました。次項で紹介する国連生物多様性の 10年日本委員会(UNDB-I)の各種取組のほか、「新宿御苑みどりフェスタ」、「みどりとふれあうフェス ティバル」、「エコライフ・フェア」、「グリーンチャレンジデー」、「エコプロダクツ展」など、様々なイベン トの開催・出展等を通じ、普及啓発を進めています。

2 多様な主体の連携の促進

(1) 国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)による取組

2011年(平成23年)から2020年(平成32年)までの10年間は、国連の定めた「国連生物多様性の 10年」です。2010年(平成22年)10月に愛知県名古屋市で開催されたCOP10において採択された「愛 知目標」の達成に貢献するため、国際社会のあらゆるセクターが連携して生物多様性の問題に取り組む10 年とされています。

我が国においては、あらゆるセクターの参画と連携を促進し、生物多様性の保全と持続可能な利用に関す

る取組を推進するため、UNDB-」は、生物多様性に関する理解や普及啓発に資する取組として、国民一人 一人が自分の生活の中で生物多様性との関わりを捉えることができる5つのアクション「MY 行動宣言」の 呼び掛け、全国各地で行われている5つのアクションに取り組む団体・個人を表彰する「生物多様性アク ション大賞」、子供向け推薦図書(「生物多様性の本箱」~みんなが生きものとつながる100冊~)の全国 の図書館での展示の呼び掛け等の取組を行いました。また、国際自然保護連合日本委員会が行う「にじゅう まるプロジェクト」への登録を呼び掛けるとともに、優良事例についてはUNDB-Jが推奨する連携事業と して認定(平成24年から累計79件)し、広く紹介しています。また、各セクター間の意見・情報交換の場 として、平成27年11月に滋賀県大津市において全国ミーティングを開催するなど、あらゆるセクターの連 携の強化とネットワークの拡大を進めています。

さらに、これらの活動状況を発表するオフィシャルウェブサイト(http://undb.jp/)やFacebook等の ソーシャルネットワークサービス、ポータルサイト「生物多様性.com」(http://tayousei.com/) の開設 を通じて、普及啓発を促進してきました。

2015年(平成27年)は国連生物多様性の10年の中間年を迎えたことから、UNDB-Jのこれまでの主な 取組の成果と課題を中間評価として取りまとめました。

(2) 地域主体の取組の支援

地域の多様な主体による生物多様性の保全・再生活動を支援するため、「生物多様性保全推進支援事業」 において、全国25か所の取組を支援しました。

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(生物多様 性地域連携促進法)(平成22年法律第72号)は、市町村やNPO、地域住民、企業など地域の多様な主体が 連携して行う生物多様性保全活動を促進することで、地域の生物多様性を保全することを目的とした法律で す。同法に基づき、平成28年3月末現在、13市町村が地域連携保全活動計画を作成済みであり、12自治 体が支援センターを設置又はその機能を確保しています(図2-2-1、表2-2-1)。

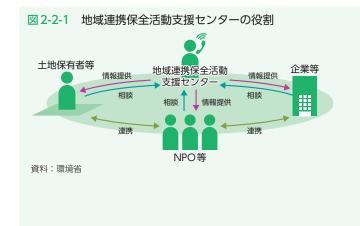


表 2-2-1 地域連携保全活動支援センター設置状況

【亚成 28 年 3 日 租 在】

	【十成20年3月坑红】
地方公共団体名	地域連携保全活動支援センターの名称
北海道	北海道生物多様性保全活動連携支援センター(HoBiCC)
青森県	青森県環境生活部自然保護課**
栃木県小山市	小山市企画財政部渡良瀬遊水地ラムサール推進室*
千葉県	千葉県生物多様性センター
長野県	長野県環境部自然保護課*
愛知県	愛知県環境部自然環境課*
愛知県名古屋市	なごや生物多様性センター
滋賀県	生物多様性保全活動支援センター (滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課)
大阪府堺市	ウェブサイト 「堺いきもの情報館 堺生物多様性センター」
奈良県橿原市	飛鳥・人と自然の共生センター
徳島県	とくしま生物多様性センター
愛媛県	愛媛県立衛生環境研究所生物多様性センター

※既存組織が支援センターの機能を担っている

資料:環境省

ナショナル・トラスト活動については、その一層の促進のため、引き続き税制優遇措置、普及啓発等を実 施しました。

また、利用者からの入域料の徴収、寄付金による土地の取得等、民間資金を活用した地域における自然環 境の保全と持続可能な利用を推進することを目的とし、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続 可能な利用の推進に関する法律(地域自然資産法)(平成26年法律第85号)が平成26年6月に成立、平成 27年4月1日に施行されました。

3 生物多様性地域戦略の策定と地域に即した取組の促進

生物多様性基本法(平成20年法律第58号)において、都道府県及び市町村は生物多様性地域戦略の策定 に努めることとされており、平成28年3月末現在、39都道府県、69市町村等で策定されています(http:// www.env.go.jp/nature/biodic/lbsap.html).

生物多様性の保全や回復、持続可能な利用を進めるには、地域に根付いた現場での活動を、自ら実施し、 また住民や関係団体の活動を支援する地方公共団体の役割は極めて重要なため、「生物多様性自治体ネット ワーク | が設立されており、平成27年12月末現在、142自治体が参画しています。

4 生物多様性に配慮した事業者の取組の推進

愛知目標4「ビジネス界を含めたあらゆる関係者が、持続可能な生産・消費のための計画を実施する」を 受け、生物多様性の保全及び持続可能な利用等、生物多様性条約の実施に関する民間の参画を促進するた め、「生物多様性民間参画ガイドライン」や「生物多様性に関する民間参画に向けた日本の取組」の普及広 報など様々な取組を行っています。

平成27年度は、事業者の民間参画を促進するためのシンポジウムを全国3か所で開催し、先駆的な取組 事例等の情報提供を行い、地域における生物多様性の主流化に向けた機運の醸成を図りました。

また、先進的企業の取組だけでなく、業界全体での取組の底上げを図るため、事業者団体の生物多様性に 関する行動指針作成等を促進するためのモデル事業の実施(日本製紙連合会、一般社団法人プレハブ建築協 会、一般社団法人日本旅行業協会及び特定非営利活動法人日本エコツーリズム協会)や事業者団体向けのシ ンポジウムの開催により、事業者団体への支援を行いました。

さらに、経済界を中心とした自発的なプログラムとして設立された「生物多様性民間参画パートナーシッ プ」や「企業と生物多様性イニシアティブ(IBIB)」と連携・協力しました。

5 生物多様性に関する教育・学習・体験の充実

(1) 自然とのふれあい活動

「みどりの月間(4月15日~5月14日)」、「自然に親しむ運動(7月21日~8月20日)」、「全国・自然歩 道を歩こう月間(10月1日~10月31日)」等を通じて、自然観察会など自然とふれあうための各種活動を 実施しました。また、指定から80周年を迎えた三つの国立公園(富士箱根伊豆、吉野熊野、大山隠岐)と 60周年を迎えた西海国立公園において、記念式典等の行事を開催したほか、平成28年より8月11日が「山 の日」として国民の祝日となることを記念し、阿蘇くじゅう国立公園において、「『山の日』制定記念祭in 大分・くじゅう | が開催されました。

また、国立・国定公園の利用の適正化のため、自然公園指導員及びパークボランティアの連絡調整会議等 を実施し、利用者指導の充実を図りました。

さらに、コーラルウォッチや干潟の生き物観察など子供たちに国立公園等の優れた自然地域を知ってもら い、自然環境の大切さを学ぶ機会を提供しました。

国立公園の美しい自然を国内外に発信するため、ウェブサイト「日本の国立公園」(http://www.env. go.jp/park/)の全面リニューアルを行ったほか、国立公園の風景を楽しむことができるカレンダーの作成 等を行いました。さらに、あらゆる人に国立公園を快適に利用していただくために、ビジターセンターにコ ミュニケーション支援ボードを設置するなど、ユニバーサルデザイン化に取り組みました。

このほか、自然界に存在し、人体に有用な影響を与えると言われている、40kHz以上の複雑に変化する 超高周波成分を含む環境音(ハイパーソニック・サウンド)が、都市部に近接する「自然観察の森」でも存 在することを確認しました。

国有林野においては、森林教室、体験セミナー等を通じて、森林・林業への理解を深めるための「森林ふ れあい推進事業」等を実施しました。また、学校等による体験・学習活動の場である「遊々の森」や、国民 による自主的な森林づくりの活動の場である「ふれあいの森」の設定・活用を推進しました。

国営公園においては、ボランティア等による自然ガイドツアー等の開催、プロジェクト・ワイルド等を活 用した指導者の育成等、多様な環境教育プログラムを提供しました。

(2) エコツーリズム

エコツーリズム推進法(平成19年法律第105号)に基づき、エコツーリズムに取り組む地域への支援、 全体構想の認定・周知、技術的助言、情報の収集、普及啓発、広報活動等を総合的に実施しました。同法に 基づくエコツーリズム全体構想については、平成28年1月に東京都小笠原村を新たに認定し、全国で合計 7件となりました。また、全国のエコツーリズムに関連する活動の向上や関係者の連帯感の醸成を図ること を目的として、第11回エコツーリズム大賞により取組の優れた団体への表彰を実施し、富士山登山学校ご うりき(山梨県富士吉田市)が大賞を受賞しました。

また、エコツーリズムに取り組む地域への支援として、18の地域協議会に対して交付金を交付し、魅力 あるプログラムの開発、ルール作り、推進体制の構築等を支援するとともに、有識者をアドバイザーとして 地域に派遣したほか、地域におけるガイドやコーディネーター等の人材育成事業等を実施しました。

さらに、エコツーリズム推進法の施行状況の検討を踏まえ、エコツーリズムの普及のための具体的方策 や、自然観光資源のモニタリングの効果的な実施・適切な評価方法に関する検討を行いました。加えて、海 外におけるエコツーリズムの状況を把握するため、韓国における関連施策や制度等の状況について、現地の 有識者にヒアリング調査を実施しました。

(3) 自然とのふれあいの場の提供

ア 国立・国定公園等における取組

国立公園の保護及び利用上重要な公園事業を環境省の直轄事業とし、国立公園バリューアップ事業による 自然資源を活用した観光の促進と地域の活性化の推進、集団施設地区等における景観再生、多くの利用者が 訪れる地区及びフィールドにおける人と自然の共生を目指した整備、関係省庁共同でシカ等による影響を受 けた自然生態系を維持回復させるための施設整備等を重点的に進めました。国立・国定公園及び長距離自然 歩道等については、42都道府県に自然環境整備交付金を交付し、その整備を支援しました。長距離自然歩 道の計画総延長は約2万7,000kmに及んでおり、平成25年には約7,260万人が長距離自然歩道を利用しま した。また、長距離自然歩道に関する利用者への情報発信等について検討を行いました。

イ 森林における取組

保健保安林等を対象として防災機能、環境保全機能等の高度発揮を図るための整備を実施するとともに、 国民が自然に親しめる森林環境の整備に対し助成しました。また、森林環境教育、林業体験学習の場となる 森林・施設の整備等を推進しました。さらに、森林総合利用施設等において、年齢や障害の有無にかかわら ず多様な利用方法の選択肢を提供するユニバーサルデザイン手法の普及を図りました。国有林野において は、自然休養林等のレクリエーションの森において、民間活力をいかしつつ利用者のニーズに対応した森林 及び施設の整備等を行いました。加えて、国有林野を活用した森林環境教育の一層の推進を図るため、農山 漁村における体験活動とも連携し、フィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成を実施しました。

(4) 都市と農山漁村の交流

子供の農山漁村宿泊体験活動を一層推進し、子供の豊かな心を育むとともに、自然の恩恵等を理解する機 会の促進を図りました。

地域資源を活用した交流拠点の整備、都市と農村の多様な主体が参加した取組等を総合的に推進し、グ リーン・ツーリズム等の普及を進め、農山漁村地域の豊かな自然とのふれあい等を通じて自然環境に対する 理解の増進を図りました。

(5) 温泉の保護及び安全・適正利用

温泉の保護、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止及び温泉の適正な利用を図る ことを目的とした温泉法(昭和23年法律第125号)に基づき、温泉の掘削・採取、浴用又は飲用利用等を 行う場合には、都道府県知事や保健所設置市長等の許可等を受ける必要があります。平成26年度には、温 泉掘削許可207件、増掘許可19件、動力装置許可167件、採取許可58件、濃度確認163件、浴用又は飲 用許可24件が行われました。

また、環境大臣が、温泉の公共的利用増進のため、温泉法に基づき地域を指定する国民保養温泉地につい ては、平成27年5月に芦之湯温泉(神奈川県箱根町)を新たに指定し、平成28年3月末現在、92か所を 指定しています。

さらに、平成27年12月には、我が国の豊かな自然と温泉資源を活用した国民の健康増進や飛躍的に増加 している訪日観光客の温泉地への誘導等による地域活性化を目指し、温泉関連施策を総合的に推進するため の体制強化を行いました。

6 生物多様性が有する経済的価値の評価の推進

「生態系と生物多様性の経済学(TEEB)」では、生態系や生物多様性の価値を様々な主体の意思決定に反 映させていくためには、その価値を経済的に評価し「見える化」していくことが有効な手段の一つであると いう考え方が示されています。こうした考え方を踏まえ、我が国でも愛知目標の達成や、世界銀行が進める 「生態系価値評価パートナーシップ(WAVES)」への貢献を視野に、生物多様性の経済価値評価に関する 情報収集や政策研究を実施しました。

平成27年度は、生態系や生物多様性の経済的価値評価を企業による生物多様性保全への貢献活動の評価 や自然環境政策へ活用するための方策等を検討しました。

7 生物多様性に配慮した消費行動への転換

事業者による取組を促進するためには、消費者の行動を生物多様性に配慮したものに転換していくことも 重要です。そのための仕組みとして、生物多様性の保全にも配慮した持続可能な生物資源の管理と、それに 基づく商品等の流通を促進するための民間主導の認証制度があります。こうした社会経済的な取組を奨励 し、多くの人々が生物多様性の保全と持続可能な利用に関わることのできる仕組みを拡大していくことが重 要です。

このため、環境に配慮した商品やサービスに付与される環境認証制度のほか、生物多様性に配慮した持続 可能な調達基準を策定する事業者の情報等について環境省のウェブサイト等で情報提供しています。また、 木材・木材製品については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。 以下「グリーン購入法」という。)により、政府調達の対象とするものは合法性、持続可能性が証明された ものとされており、政府調達の対象となる製品の合法性、持続可能性は各事業者において自主的に証明し、 説明責任を果たすこととしています。国は、木材・木材製品の供給者が合法性、持続可能性の証明に取り組 むに当たって留意すべき事項や証明方法等を「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイド

ライン として公表しており、合法証明の信頼性・透明性の向上や合法証明された製品の消費者への普及を 図っています。

地域における人と自然の関係を見直し、再構築する取組 第3節

1 里地里山及び里海の保全活用に向けた取組の推進

里地里山は、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原等を構成要素としており、人為による 適度な攪乱によって特有の環境が形成・維持され、固有種を含む多くの野生生物を育む地域となっていま す。

このような里地里山の環境は、これまで農林業や生活の場として利用することにより維持されてきました が、エネルギー革命や営農形態の変化等に伴う森林や農地の利用の低下に加え、人口減少や高齢化の進行に より里地里山における人間活動が縮小してきており、生物の生息・生育環境の悪化や衰退が進んでいます。 こうした背景を踏まえ、都市住民等のボランティア活動への参加を促進するため、環境省ウェブサイト等に より活動場所や専門家の紹介等を行うとともに、地域や活動団体の参考となる里地里山の特徴的な取組事例 を情報発信し、他の地域への取組の波及を図りました。

さらに、平成27年12月には、「生物多様性保全上重要な里地里山(以下「重要里地里山」という。)」を 全国で500か所選定し、環境省ウェブサイトで公表しました(http://www.env.go.jp/nature/satoyama/ jyuuyousatoyama.html).

特別緑地保全地区等に含まれる里地里山については、土地所有者と地方公共団体等との管理協定の締結に よる持続的な管理や市民への公開等の取組を推進しました。

棚田や里山といった地域における人々と自然との関わりの中で形成されてきた文化的景観の保存活用のた めに行う調査、保存計画策定、整備、普及・啓発事業を補助する文化的景観保護推進事業を実施しました。 里海に係る取組は、第4章第4節3(3)オを参照。

コラム 重要里地里山選定の狙い

里地里山は、長い時間をかけて人々が自然と寄り添いながら造り 上げてきた自然環境です。そうした自然環境がより身近な存在であっ たことから、里地里山では、特有の文化や豊かな感性も育まれてき ました。

このため、環境省では、様々な命を育む豊かな里地里山を、次世 代に残していくべき自然環境の一つと位置付け、500か所の「生物 多様性保全上重要な里地里山」を選定して、平成27年12月に公表 しました。

選定された重要里地里山は、地域における農産物等のブランド化 や観光資源等にも広く活用していただくことにより、里地里山の環 境が将来にわたって維持されていくことが期待されます。

鳥取県南部町の里地里山 (町全域が指定)



写真:南部町

2 野生鳥獣の保護及び管理の推進

(1) 鳥獣の管理の強化

第1節3(1)を参照。

(2) 科学的・計画的な保護及び管理

長期的ビジョンに立った鳥獣の科学的・計画的な保護及び管理を促し、鳥獣保護管理行政の全般的ガイド ラインとしてより詳細かつ具体的な内容を記した「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための 基本的な指針」に基づき、鳥獣保護区の指定、個体群管理のための捕獲及びその体制の整備、違法捕獲の防 止等の対策を総合的に推進しました。

都道府県における第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成や鳥獣の保護及び管理のよ り効果的な実施を図るため、特定鳥獣 5種(イノシシ、クマ類、ニホンザル、ニホンジカ、カワウ)の保護 及び管理に関する検討会を継続して開催するとともに、都道府県職員等を対象とした技術研修会を開催しま した。平成22年に作成した「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン」のニホンジカ編及びニホ ンザル編について、その後の状況の変化等を踏まえた改訂版を作成、クマ類編については改訂に向けた検討 を行いました。

さらに、都道府県による科学的・計画的な鳥獣の管理を支援するため、統計手法を用いて、ニホンジカに ついては都府県別に、イノシシについては広域ブロック別に、個体数推定及び将来予測を実施するととも に、ニホンジカについては全国の密度分布図も作成しました。

関東、中部近畿、中国四国の各地域におけるカワウの広域協議会では、関係者間の情報の共有等を行いま した。さらに、カワウについては、東北及び九州地区で関係県を対象とする連絡会等を開催しました。ま た、関東山地におけるニホンジカ広域協議会では、実施計画(中期・年次)に基づき、関係機関の連携の 下、各種対策を推進しました。

希少鳥獣であるゼニガタアザラシによる漁業被害が深刻化しているため、被害防除や調査等を行うととも に、種の保全に十分配慮しながら総合的な保護及び管理を行っていくため、えりも地域ゼニガタアザラシ特 定希少鳥獣管理計画を策定しました。

適切な狩猟が鳥獣の個体群管理に果たす効果等に鑑み、都道府県及び関係狩猟者団体に対し、連絡会議等 を通じて事故及び違法行為の防止へ向けた助言を行いました。

渡り鳥の生息状況等に関する調査として、鳥類観測ステーション等における鳥類標識調査、ガンカモ類の 生息調査等を実施しました。また、出水平野(鹿児島県)に集中的に飛来するナベヅル、マナヅル等の保護 対策として、生息環境の保全、整備を実施するとともに、新たな越冬地の形成等を図るための事業を実施し ました。

悪化した鳥獣の生息環境や生息地の保護及び整備を図るため、ユルリ・モユルリ(北海道)、谷津(千葉 県)、鳥島(東京都)、七ツ島(石川県)、浜甲子園(兵庫県)、舟志ノ内(長崎県)、大東諸島(沖縄県)の 各国指定鳥獣保護区において保全事業を実施しました。

野生生物保護についての普及啓発を推進するため、愛鳥週間(毎年5月10日から5月16日)行事の一環 として東京都において第69回愛鳥週間「全国野鳥保護のつどい」を開催したほか、第50回目となる小・中 学校及び高等学校等を対象として野生生物保護の実践活動を発表する「全国野生生物保護実績発表大会」等 を開催しました。

(3) 鳥獣被害対策

侵入防止柵の設置、捕獲や追払い等の地域ぐるみの被害防止活動、捕獲鳥獣の食肉(ジビエ)利用の取組 等の対策を進めるとともに、鳥獣との共存にも配慮した多様で健全な森林の整備・保全等を実施しました。 農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあることを背景として、その防 止のための施策を総合的かつ効果的に推進することにより、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的とする、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)により、市町村の被害防止計画に基づき、地域ぐるみで取り組む被害防止対策を総合的に支援し、鳥獣被害対策を推進しました。特に、捕獲活動を重点的に推進するとともに、捕獲鳥獣の食肉(ジビエ)等への利活用を推進するための取組を支援しました。

また、トドによる漁業被害防止対策として、出現状況等の調査や漁具被害軽減のための実証試験等を行いました。

(4) 鳥インフルエンザ等感染症対策

平成16年以降、野鳥及び家禽において、高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されていることから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、渡り鳥等を対象として、全国でウイルス保有状況調査を実施し、その結果を公表しました。また、人工衛星を使った渡り鳥の飛来経路に関する調査や国指定鳥獣保護区等への渡り鳥の飛来状況について環境省ウェブサイト等を通じた情報提供を行うなど、効率的かつ効果的に対策を実施しました。さらに、その他の野生鳥獣が関わる感染症について情報収集、発生時の対応の検討等を行いました。

3 生物多様性の保全に貢献する農林水産業の推進

国家戦略及び「農林水産省生物多様性戦略(平成24年2月改定)」に基づき、[1] 田園地域・里地里山の保全(環境保全型農業直接支払による生物多様性保全に効果の高い営農活動に対する直接支援等)、[2] 森林の保全(適切な間伐等)、[3] 里海・海洋の保全(生態系全体の生産力の底上げを目指した漁場の整備等)など、農林水産分野における生物多様性の保全や持続可能な利用を推進しました。

また、企業等による生物多様性保全活動への支援等について取りまとめた農林漁業者及び企業等向け手引及びパンフレットを活用し、農林水産分野における生物多様性保全活動を推進しました。

(1) 農業

水田や水路、ため池等の水と生態系のネットワークの保全のため、地域住民の理解・参画を得ながら、生物多様性保全の視点を取り入れた農業生産基盤の整備を推進しました。また、生態系の保全に配慮しながら生活環境の整備等を総合的に行う事業等に助成し、農業の有する多面的機能の発揮や魅力ある田園空間の形成を促進しました。さらに、新たな技術的知見等を踏まえ、農業農村整備事業における生態系配慮の技術指針の改定を行うとともに、農村地域の生物や生息環境の情報を調査・地理情報化し、生態系に配慮した水田や水路等の整備手法を構築するなど、生物多様性を確保するための取組を進めました。

生物多様性等の豊かな地域資源をいかし、農山漁村を教育、観光等の場として活用する集落ぐるみの取組を支援しました。

棚田における農業生産活動により生ずる国土の保全、水源の涵養等の多面的機能を持続的に発揮していくために、地域の創意と工夫をよりいかした「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」により、自然再生の視点に基づく環境創造型の整備を推進しました。

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号)に基づき、土づくりと 化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者(エコファーマー)の普及推進を図るととも に、有機農業の推進に関する法律(平成18年法律第112号)に基づく有機農業の推進に関する基本的な方 針の下で、栽培技術の体系化の取組等の支援、産地の販売企画力、生産技術力強化、販路拡大、施設の整備 に関する支援を行いました。

(2) 森林・林業

第4節2を参照。

(3) 水産業

第4節5を参照。

4 絶滅のおそれのある野生生物種の保全

環境省では、平成26年4月に、絶滅危惧種の保全を全国的に推進することを目的とし、そのための基本 的な考え方と早急に取り組むべき施策の展開を示した「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」を策定 しました。本保全戦略に基づき、絶滅危惧種の保全に関する様々な施策を幅広く推進しています。

(1) レッドリストとレッドデータブック

レッドリストについては、平成27年度以降、生息状況の悪化等によりカテゴリーの再検討が必要な種に ついて、時期を定めず必要に応じて個別に見直しを行うこととしました。平成27年9月に哺乳類の一部の 種(ゼニガタアザラシ、カモシカ)についてカテゴリー(ランク)を見直した「レッドリスト2015」を公 表しました。なお、平成24年度に公表した第4次レッドリスト掲載種の分布や生態、減少要因等を紹介し た「レッドデータブック2014」を平成26年度に取りまとめています。

(2) 希少野生動植物種の保存

平成25年の改正(平成26年6月1日施行)により、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する 法律(平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。)に広告規制等が新しく追加されたことから、イ ンターネット取引を含む希少野生動植物種の違法取引削減に向けた取組等を進めました。種の保存法に基づ き、捕獲や譲渡し等を規制するべき種である国内希少野生動植物種として、哺乳類5種、鳥類37種、爬虫 類6種、両生類1種、汽水・淡水魚類4種、昆虫類31種、陸産貝類14種、植物32種の134種を指定して います(平成27年12月現在)。そのうち49種について保護増殖事業計画を策定し、生息地の整備や個体の 繁殖等の保護増殖事業を行っています(図2-3-1)。また、同法に基づき指定している全国9か所の生息地 等保護区において、保護区内の国内希少野生動植物種の生息・生育状況調査、巡視等を行いました。

図 2-3-1 主な保護増殖事業の概要

トキ(ペリカン目 トキ科)

- ■環境省レッドリスト 野牛絶滅 (F\M)
- ■生息地
- 江戸時代までは日本の ほぼ全域に生息
- ■事業の概要
- ○佐渡トキ保護センターでの飼育下繁殖 及び国内4か所で分散飼育
- ○新潟県佐渡市において野生復帰を 目指した放鳥を実施
- ○2012年に野生下では36年ぶりに8羽のヒナが誕生し、4年連続で繁殖に成功
- ○放鳥及び野生下繁殖個体のモニタリング調査等

資料:環境省



アマミノクロウサギ(ウサギ目ウサギ科)

- ■環境省レッドリスト
- 絶滅危惧 I B類 (EN)
- ■生育地
- 鹿児島県奄美大島及び徳之島 事業の概要
- ○平成12年から実施している マングース防除事業の効果により、
- 奄美大島の生息状況は近年回復傾向 ○そのほか、生息状況モニタリング調査、 交通事故防止対策、ノネコ対策等を実施



絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(以下「ワシントン条約」という。)及び二 国間渡り鳥条約等により、国際的に協力して種の保存を図るべき688分類を、国際希少野生動植物種とし て指定しています。

絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖事業や調査研究、普及啓発を推進するための拠点となる野生生

物保護センターを、平成28年3月末現在、8か所で設置しています。

トキについては、平成24年から平成26年に引き続き16羽が無事巣立ち、4年連続となる野生下での繁殖成功となりました。平成15年に策定した環境再生ビジョンにおいて、「平成27年頃までに60羽のトキが佐渡島に定着する」ことを当面の目標としていましたが、平成26年6月時点でこれを達成し、平成27年12月時点で100羽を超える定着が確認されました。なお、放鳥についても引き続き実施し、平成28年3月現在で、野生下において151羽の生存を確認しています。

ライチョウについては、平成27年6月に乗鞍岳で卵を採取し、恩賜上野動物園及び富山市ファミリーパークで飼育・繁殖技術確立のための取組を開始しました。また、特に生息環境の悪化している南アルプスの北岳において、ヒナの生存率を高めるための緊急保護対策を実施しました。

絶滅のおそれのある猛禽類については、採餌環境の創出のための間伐の実施等、効果的な森林の整備・保全を実施しました。

沖縄島周辺海域に生息するジュゴンについては、生息状況調査や地域住民への普及啓発を進めるととも に、全般的な保護方策を検討するため、地元関係者等との情報交換等を実施しました。

(3) 生息域外保全

トキ、ツシマヤマネコ、ヤンバルクイナ、ライチョウ等、絶滅の危険性が極めて高く、本来の生息域内における保全施策のみでは近い将来種を存続させることが困難となるおそれがある種について、飼育下繁殖を実施するなど生息域外保全の取組を進めています。

平成26年には公益社団法人日本動物園水族館協会と環境省の間で「生物多様性保全の推進に関する基本協定」を締結し、絶滅危惧種の生息域外保全等の取組について、一層の連携を図っています。この協定に基づき、現在、ツシマヤマネコ及びライチョウの生息域外保全に取り組んでいます。個別の動物園ではなく協会全体として取り組んでもらうことで、動物園間のネットワークを活用した一つの大きな飼育個体群として捉えて計画的な飼育繁殖を推進することが可能になります。

また、絶滅危惧植物についても、絶滅危惧種の約半数は維管束植物であるため、生息域外保全の取組を進める必要があります。平成27年6月には、公益社団法人日本植物園協会との間でも、「生物多様性保全の推進に関する基本協定書」を締結しており、絶滅危惧植物の生息域外保全や野生復帰等の取組について、一層の連携を図っています。さらに、新宿御苑においては、絶滅危惧植物の種子保存を実施しています。

5 外来種等への対応

(1) 外来種対策

外来種とは、人によって本来の生息・生育地からそれ以外の地域に持ち込まれた生き物のことです。そのような外来種の中には、我が国の在来の生き物を食べたり、すみかや食べ物を奪ったりして、生態系を脅かしている侵略的なものがおり、地域ごとに独自の生物相、生態系が形成されている我が国の生物多様性を保全する上で、大きな問題となっています。さらには食害等による農林水産業への被害、咬傷等の人の生命や身体への被害に加え、文化財の汚損、悪臭の発生、景観・構造物の汚損等、様々な被害が及ぶ事例が見られます。このような外来種の脅威に対応するため、外来生物法に基づき、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある110種類(平成28年3月現在)の外来種を特定外来生物として指定し、輸入、飼養等を規制しています。

また、既に国内に侵入し生態系へ悪影響を及ぼしている外来種の防除、近年国内に侵入した外来種の緊急的な防除を行っています。例えば、ペットとして導入されたものが遺棄されるなどにより全国に分布を拡げているアカミミガメや、長崎県対馬に定着し在来昆虫類等生態系への影響が懸念されているツマアカスズメバチ(詳細は第1節3(3)を参照)、奄美大島や沖縄島北部(やんばる地域)の希少動物を捕食するマングース、小笠原諸島の国有林野におけるアカギ等の外来種のほか、全国に分布するアライグマ、オオクチバ

スの防除や、アルゼンチンアリについての防除手法の検討を進めまし た。また、近年琵琶湖において急速に分布が拡大している水草のオオ バナミズキンバイ、湿地の生態系を改変させるイネ科植物のヒガタア シ (スパルティナ・アルテルニフロラ) 等の侵入初期段階の侵略的外 来種の緊急防除等、具体的な対策を進めました。

さらに、絶滅危惧IA類のシジュウカラガンとの交雑が懸念される ことなどにより特定外来生物に指定されたカナダガンについては、平 成22年には関東地方で約100羽ほどの定着が確認されていましたが、 平成27年12月に茨城県の牛久沼に生息していた個体を捕獲したこと で、国内に定着が確認されていた個体の防除が完了しました。我が国

写真 2-3-1 根絶を達成したカナダガ



写真:環境省

に定着した特定外来生物では、カナダガンが日本で初めての根絶事例となりますが、引き続きモニタリング 等の対応を継続します(写真2-3-1)。

また、外来種被害予防三原則(「入れない」、「捨てない」、「拡げない」)について、多くの人が理解し、行 動につなげられるよう、外来種問題に関するパネルやウェブサイト(http://www.env.go.jp/nature/ intro/) 等での普及啓発を実施しました。

未判定外来生物に指定されていたゴケグモ属については、平成27年3月に特定外来生物に指定しました。

(2) 遺伝子組換え生物への対応

バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書(以下「カルタヘナ議定書」という。)を締結するための国 内制度として定められた遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成 15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」という。) に基づき、平成28年3月末現在、335件の遺伝子組換 え生物の環境中での使用が承認されています。また、日本版バイオセーフティクリアリングハウス(http:// www.biodic.go.jp/bch/) を通じて、法律の枠組みや承認された遺伝子組換え生物に関する情報提供を 行ったほか、主要な三つの輸入港周辺の河川敷において遺伝子組換えナタネの生物多様性への影響監視調査 等を行いました。

6 遺伝資源等の持続可能な利用の推進

(1) 遺伝資源の利用と保存

医薬品の開発や農作物の品種改良等、遺伝資源の価値は拡大する一方、世界的に見れば森林の減少や砂漠 化の進行等により、多様な遺伝資源が減少・消失の危機に瀕しており、貴重な遺伝資源を収集・保存し、次 世代に引き継ぐとともに、これを積極的に活用していくことが重要となっています。

農林水産分野では、農業生物資源ジーンバンク事業等により、関係機関が連携して、動植物、微生物、 DNA、林木、水産生物等の国内外の遺伝資源の収集、保存、評価等を行っており、植物遺伝資源22万点を 始め、世界有数のジーンバンクとして利用者への配布・情報提供を行いました。また、海外から研究者を受 け入れ、遺伝資源の取引・運用制度に関する理解促進や保護と利用のための研修等支援を行いました。

さらに、国内の遺伝資源利用者が海外の遺伝資源を円滑に取得するために必要な情報の収集・提供や、相 手国等との意見調整の支援を行うとともに、途上国に対して遺伝資源の取引・運用制度に関する理解促進を 支援しました。

ライフサイエンス研究の基盤となる研究用動植物等の生物遺伝資源のうち、マウス、シロイヌナズナ等の 29のリソースについて、「ナショナルバイオリソースプロジェクト」により、大学・研究機関等において、 生物遺伝資源の戦略的・体系的な収集・保存・提供等を行いました。また、「大学連携バイオバックアップ プロジェクト」により、途絶えると二度と復元できない実験途上の貴重な生物遺伝資源を広域災害等から保 護するための体制を強化し、受入れを行いました。

(2) 微牛物資源の利用と保存

独立行政法人製品評価技術基盤機構を通じた資源保有国との生物多様性条約の精神にのっとった国際的取 組の実施等により、資源保有国への技術移転、我が国の企業への海外の微生物資源の利用機会の提供等を行 いました。

我が国の微生物等に関する中核的な生物遺伝資源機関である独立行政法人製品評価技術基盤機構バイオテ クノロジーセンター(NBRC)において、生物遺伝資源の収集、保存等を行うとともに、これらの資源に 関する情報(分類、塩基配列、遺伝子機能等に関する情報)を整備し、生物遺伝資源と併せて提供しまし た。

動物の愛護と適正な管理

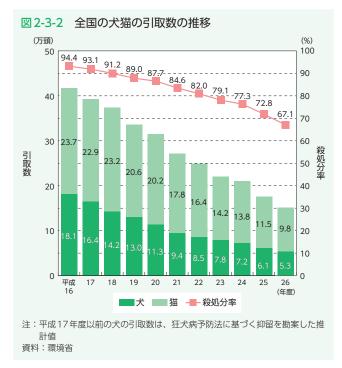
動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。)は、動 物の所有者やペットショップ等の動物を取り扱う事業者に対する動物の適正な飼養や取扱いについて定めて います。これまでの法改正により、動物を取り扱う事業者に対する規制や罰則の強化等を図るとともに、幅 広く普及啓発等を行うことで、動物の愛護と適正な管理の推進を図ってきました。

動物愛護管理法に基づいて定める、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な 指針(平成18年環境省告示第140号)においては、平成35年度までに都道府県等に引き取られる犬猫の 数を、平成16年度に比べ75%減となるおおむね10万頭を目指すとともに、引き取られた犬猫の殺処分率 の更なる減少を図ることとしています。これらの施策の進捗については毎年点検を行っており、平成26年 度に飼育放棄等によって都道府県等に引き取られた犬猫の数は平成16年度に比べ約64%減少し、返還・譲 渡数は約71%増加しました。殺処分数は毎年減少傾向にあり、約10万頭(平成16年度比約75%減)まで 減少しました(図2-3-2)。

また、犬猫の殺処分をできる限り減らしていくた め、平成26年に発表した「人と動物が幸せに暮ら す社会の実現プロジェクト」のアクションプランに 基づくモデル事業を、全国13の自治体において実 施しました。

都道府県等が引き取った収容動物の譲渡及び返還 を促進するため、都道府県等の収容・譲渡施設の整 備に係る費用の補助を行いました。また、適正な譲 渡及び効果的な飼い主教育に関する自治体の取組を 推進することを目的に、自治体向けの適正譲渡講習 会及び適正飼養講習会を実施するとともに、愛がん 動物用飼料の安全性の確保に関する法律(ペット フード安全法)(平成20年法律第83号)について普 及啓発を行いました。

広く国民に動物の虐待の防止や適正な取扱い等に 関して正しい知識と理解を普及するため、関係行政 機関、団体との協力の下、"飼う前も、飼ってから



も考えよう"をテーマとして、上野恩賜公園等で動物愛護週間中央行事を開催したほか、多くの関係行政機 関等において様々な行事が実施されました。

第4節 森・里・川・海のつながりを確保する取組

1 生態系ネットワークの形成と保全・再生の推進

(1)「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクト

「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクトの取組は、第1部パート3第2章第2節を参照。

(2) 生態系ネットワーク

優れた自然環境を有する地域を核として、これらを有機的につなぐことにより、生物の生息・生育空間の つながりや適切な配置を確保する生態系ネットワーク(エコロジカル・ネットワーク)を形成することが重 要です。国有林野においては、原生的な森林生態系や希少な野生動植物を保護する観点から「保護林」や保 護林を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」の設定等を進めました。緑の回廊は、平成27年4月現 在、24か所、約58万3,000haが設定され、生態系に配慮した施業やモニタリング調査等を実施すること により、より広範で効果的な森林生態系保全の取組を推進しました。

(3) 重要地域の保全

ア 自然環境保全地域

自然環境保全法(昭和47年法律第85号)に基づく保護地域には、国が指定する原生自然環境保全地域と 自然環境保全地域、都道府県が条例により指定する都道府県自然環境保全地域があります。これらの地域 は、極力自然環境をそのまま維持しようとする地域であり、我が国の生物多様性の保全にとって重要な役割 を担っています。

これらの自然環境保全地域等において、自然環境の現況把握や標識の整備等を実施し、適正な保全管理に 努めています。(表2-4-1)。

表 2-4-1 数値で見る重要地域の状況

保護地域名等	地種区分等	年月	箇所数等
	原生自然環境保全地域の箇所数及び面積		5地域(5,631ha)
自然環境保全地域	自然環境保全地域の箇所数及び面積 都道府県自然環境保全地域の箇所数及び面積		10地域(2万2,542ha)
			545地域(7万7,409ha)
	箇所数、面積		32公園(211万4,998ha)
国立公園	特別地域の割合、面積(特別保護地区を除く)	H28年3月	59.1%(125万804ha)
国立公園	特別保護地区の割合、面積	HZO4-3月	13.2%(27万9,064ha)
	海域公園地区の地区数、面積		87地区(4万5,152ha)
	箇所数、指定面積		57公園(141万9,542ha)
国定公園	特別地域の割合、面積(特別保護地区を除く)	H28年3月	88.1% (125万1,272ha)
国化公园	特別保護地区の割合、面積	HZO4-3月	4.6% (6万5,858ha)
	海域公園地区の地区数、面積		34地区 (8,391ha)
国指定鳥獣保護区	箇所数、指定面積	H28年3月	85か所 (58万5,980ha)
国伯化局部体设位	特別保護地区の箇所数、面積	NZO4-3月	70か所(16万343ha)
生息地等保護区	箇所数、指定面積	H28年3月	9か所 (885ha)
土思地寺体護区	管理地区の箇所数、面積	NZO4-3月	9か所 (385ha)
保安林	面積(実面積)	H27年3月	1,214万3,000ha
保護林	箇所数、面積	H27年4月	855か所 (96万8,000ha)
	名勝 (自然的なもの) の指定数 (特別名勝)		398 (36)
文化財	天然記念物の指定数 (特別天然記念物)	H28年3月	1,021 (75)
	重要文化的景観		50件

資料:環境省、農林水産省、文部科学省

イ 白然公園

(ア) 公園区域及び公園計画の見直し

自然公園法(昭和32年法律第161号)に基づいて指定される国立公園、国定公園及び都道府県立自然公 園は、国土の14.6%を占めており(図2-4-1)、国立・国定公園にあっては、適正な保護及び利用の増進を 図るため、公園を取り巻く社会条件等の変化に応じ、公園区域及び公園計画の見直しを行っています。

平成27年度は、吉野熊野国立公園の拡張、京都丹波高原国定公園の指定、釧路湿原国立公園、十和田八 幡平国立公園(八幡平地域)、富士箱根伊豆国立公園(伊豆半島地域)、天竜奥三河国定公園(静岡県地域) の公園計画の見直しを実施しました。吉野熊野国立公園については、和歌山県海岸地域を国立公園区域に編 入しました。京都丹波高原国定公園については、多様な生態系を有する地域が文化的景観とあいまって雄大 な景観を有していることから、新規指定を行いました。十和田八幡平国立公園(八幡平地域)については、 指定後初めてとなる全般的な見直し(再検討)を実施しました。

(イ) 自然公園の管理の充実

生態系維持回復事業制度については、7つの国立公園において8つの生態系維持回復事業計画を策定して おり、シカや外来種による生態系被害に対する総合的かつ順応的な対策を実施しました。また、外来種対策 については、特に重点的対策を要する小笠原国立公園及び西表石垣国立公園において、重点的な防除事業及 び生態系被害状況の調査を実施し、外来種の密度を減少させ本来の生態系の維持・回復を図る取組を推進し ました。平成27年10月には、自然公園における緑化由来の外来種問題に対応するため、その望ましい在り 方を「自然公園における法面緑化指針」として取りまとめました。本指針に沿って、周辺の環境と調和し、 生態系、種、遺伝子の三つのレベルでの生物多様性の保全に配慮された法面緑化が行われることにより、自 然公園の生物多様性の確保に資することを目的としています。

平成27年8月には、希少種を始めとする風致の維持上重要な植物の保全を強化することを目的として、 国立・国定公園の特別地域において採取等を規制する植物(以下「指定植物」という。)の選定方針を見直 しました。平成28年2月には、新方針に基づき、大山隠岐国立公園の指定植物を見直しました。

図 2-4-1 国立公園及び国定公園の配置図 北海道地方 中部地方 中国・四国地方 東北地方 14 14 関東地方 S G 近畿地方 九州地方 100 150 200km 国立公園 国定公園 20 伊勢志摩 1 利尻礼文サロベツ ■ 暑寒別天売焼尻 20 能登半島 39 比婆道後帝釈 2 知床 4 吉野熊野 2 網走 🗿 越前加賀海岸 40 西中国山地 3 阿寒 22 山陰海岸 ③ ニセコ積丹小樽海岸 22 若狭湾 41 北長門海岸 4 釧路湿原 23 瀬戸内海 4 日高山脈襟裳 쟬 八ヶ岳中信高原 42 秋吉台 43 剣山 5 大雪山 🥨 大山隠岐 5 大沼 29 天竜奥三河 6 支笏洞爺 25 足摺宇和海 6 下北半島 뀰 揖斐関ヶ原養老 44 室戸阿南海岸 7 津軽 7 十和田八幡平 20 飛騨木曽川 45 石鎚 26 西海 8 三陸復興 8 早池峰 ② 愛知高原 46 北九州 27 雲仙天草 9 磐梯朝日 9 栗駒 47 玄海 28 阿蘇くじゅう 28 三河湾 10 日光 ⑩ 蔵王 29 鈴鹿 48 耶馬日田英彦山 29 霧島錦江湾 11 尾瀬 🕕 男鹿 30 室生赤目青山 49 壱岐対馬 30 屋久島 12 上信越高原 31 慶良間諸島 12 鳥海 31 琵琶湖 50 九州中央山地 🗿 日豊海岸 13 秩父多摩甲斐 32 西表石垣 13 越後三山只見 22 丹後天橋立大江山 ☑ 祖母傾 14 小笠原 14 水郷筑波 33 京都丹波高原 15 富士箱根伊豆 炒義荒船佐久高原 34 明治の森箕面 🚳 日南海岸 16 中部山岳 16 南房総 54 甑島 33 金剛生駒紀泉 17 妙高戸隠連山 17 明治の森高尾 🚳 氷ノ山後山那岐山 😘 奄美群島 18 白山 18 丹沢大山 56 沖縄海岸 37 大和青垣 19 南アルプス 🔟 佐渡弥彦米山 33 高野龍神 큜 沖縄戦跡 資料:環境省

さらに、国立・国定公園内の植生や自然環境の復元等を目的とし、釧路湿原国立公園等において、植生復 元施設や自然再生施設等の整備を推進しました。また、アクティブ・レンジャーを全国に配置し、現場管理 の充実に努めました。

国立公園の管理運営については、地域の関係者との協働を推進するため、協働型管理運営の具体的な内容 や手順についてまとめた「国立公園における恊働型管理運営の推進のための手引書」を平成27年3月に作 成しました。また、平成28年3月末現在、国立公園で5団体と国定公園で2団体が自然公園法に基づく公 園管理団体に指定されています。

国立公園等の貴重な自然環境を有する地域において、自然や社会状況を熟知した地元住民等によって構成

される民間事業者等を活用し、環境美化、オオハンゴンソウ等の外来種の駆除、景観対策としての展望地の 再整備、登山道の補修等の作業を行いました。

(ウ) 自然公園における適正な利用の推進

自動車乗入れの増大により、植生への悪影響、快適・安全な公園利用の阻害等に対処するため、「国立公園内における自動車利用適正化要綱」に基づき、平成27年度には、大雪山国立公園の高原温泉や中部山岳国立公園の上高地等の19国立公園において、自家用車に代わるバス運行等の対策を地域関係機関との協力の下、実施しました。

国立公園等の山岳地域において、山岳環境の保全及び利用者の安全確保等を図るため、山小屋事業者等が公衆トイレとしてのサービスを補完する環境配慮型トイレ等の整備を行う場合に、その経費の一部を補助しており、平成27年度は中部山岳国立公園等の山岳トイレの整備を支援しました。

ウ 鳥獣保護区

鳥獣保護管理法に基づき、鳥獣の保護を図るため、国際的又は全国的な見地から特に重要な区域を国指定 鳥獣保護区に指定しています。平成27年度は東よか干潟、肥前鹿島干潟(共に佐賀県)を新規指定しました(表2-4-1)。

工 生息地等保護区

種の保存法に基づき、国内希少野生動植物種の生息・生育地として重要な地域を生息地等保護区に指定しています(表2-4-1)。

オ 名勝(自然的なもの)、天然記念物

文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づき、日本の峡谷、海浜等の名勝地で観賞上価値の高いものを名勝(自然的なもの)に、動植物及び地質鉱物で学術上価値が高く我が国の自然を記念するものを天然記念物に指定しています(表2-4-1)。さらに、天然記念物の衰退に対処するため関係地方公共団体と連携して、特別天然記念物コウノトリの野生復帰事業等33件について再生事業を実施しました。

力 保護林、保安林

我が国の森林のうち、優れた自然環境の保全を含む公益的機能の発揮のため特に必要な森林を保安林として計画的に指定し、適正な管理を行いました(表2-4-1)。また、国有林野のうち、自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等を図る上で重要な役割を果たしている「自然維持タイプ」の森林については、自然環境の保全を第一とした管理経営を行いました。特に、原生的な森林生態系や希少な野生動植物の生息・生育地等については、「保護林」として積極的に設定するなど、その拡充を図るとともに、モニタリング調査等により状況を的確に把握し、必要に応じて植生の回復等の措置を講ずるなど、適切な保全・管理を推進しました。

キ 特別緑地保全地区等

都市緑地法(昭和48年法律第72号)等に基づき、都市における生物の生息・生育地の核等として、生物の多様性を確保する観点から特別緑地保全地区等の都市における良好な自然的環境の確保に資する地域の指定による緑地の保全等の取組の推進を図りました。平成27年3月現在、全国の特別緑地保全地区等は558地区、6,318haとなっています。

ク 景観の保全

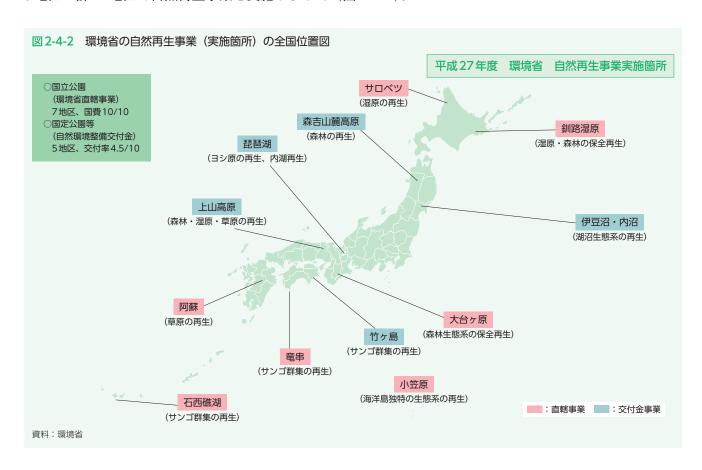
景観の保全に関しては、自然公園法によって優れた自然の風景地を保護しているほか、景観法(平成16

年法律第110号)に基づき、平成27年9月末現在、492団体で景観計画が定められています。また、文化 財保護法により、平成28年3月31日現在、人と自然との関わりの中で作り出されてきた重要文化的景観を 50地域選定しています(表2-4-1)。

(4) 自然再生の推進

自然再生推進法(平成14年法律第148号)に基づく自然再生協議会は、平成28年3月末現在、全国で 25か所となっています。このうち24か所の協議会で自然再生全体構想が作成され、うち21か所で自然再 生事業実施計画が作成されています。

平成27年度は、国立公園における直轄事業7地区、自然環境整備交付金で地方公共団体を支援する事業 5地区の計12地区で自然再生事業を実施しました(図2-4-2)。



これらの地区では、生態系調査や事業計画の作成、事業の実施、自然再生を通じた自然環境学習等を行い ました。このほか、国立公園など生物多様性の保全上重要な地域と密接に関連する地域において都道府県が 実施する生態系の保全・回復のための事業を支援するため、生物多様性保全回復施設整備交付金により、態 本県が行っている球磨川の生態系を回復する事業を支援しました(第1部パート3第2章第2節2を参照)。

2 森林の整備・保全

森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、森林整備事業による適切な造林や間伐等の施業を実 施するとともに、立地条件に応じて、針広混交林化や複層林化等により、多様で健全な森林づくりを推進し ました。また、自然環境の保全など森林の有する公益的機能の発揮及び森林の保全を確保するため、保安林 制度・林地開発許可制度等の適正な運用を図るとともに、治山事業においては、豊かな環境づくりや周辺の 生態系に配慮しつつ、荒廃山地の復旧整備、水土保全機能の低下した森林の整備等を計画的に推進しまし た。

なお、森林所有者や境界が不明で整備が進まない森林も見られることから、意欲ある者による施業の集約 化の促進を図るため、所有者の特定や境界確認等に対する支援を行っています。さらに、所在不明の森林所 有者がある共有林で伐採をできるようにするための裁定制度、森林所有者や林地の境界に関する情報を「林 地台帳」として市町村が一元的にまとめる制度の創設を含む森林法(昭和26年法律第249号)等の改正案 が平成28年3月に閣議決定されました。

東日本大震災で被災した海岸防災林については、「今後における海岸防災林の再生について」等に基づき、 被災箇所ごとに被災状況や地域の実情、さらには地域の生態系保全の必要性等に応じ再生方法を決定すると ともに、海岸防災林の有する津波に対する減災機能も考慮した復旧・再生を推進しました。

松くい虫等の病害虫や野生鳥獣による森林の被害対策の総合的な実施、林野火災予防対策を推進しました。

森林内での様々な体験活動等を通じて、森林と人々の生活や環境との関係についての理解と関心を深める森林環境教育や、市民やボランティア団体等による里山林の保全・利用活動等、森林の多様な利用及びこれらに対応した整備を推進しました。また、企業、森林ボランティア活動等、多様な主体による森林づくり活動への支援や緑化行事の推進により、国民参加の森林づくりを進めました。

森林資源のモニタリング調査を引き続き実施するとともに、時系列的なデータを用いた解析手法の開発を 行いました。また、これらの調査結果については、モントリオール・プロセスでの報告等への活用を図りま した。

国家戦略及び農林水産省生物多様性戦略に基づき、森林生態系の調査等、森林における生物多様性の保全 及び持続可能な利用に向けた施策を推進しました。

国有林野においては、育成複層林や天然生林へ導くための施業の推進、広葉樹林の積極的な造成等を図るなど、自然環境の維持・形成に配慮した多様な森林施業を推進しました。また、優れた自然環境を有する森林の保全・管理や国有林野を活用して民間団体等が行う自然再生活動を積極的に推進しました。さらに、野生鳥獣との棲み分け、共存を可能にする地域づくりに取り組むため、地域等と連携し、野生鳥獣の生息環境の整備と個体数管理等の総合的な対策を実施しました。

3 都市の緑地の保全・再生等

(1) 緑地、水辺の保全・再生・創出・管理

緑豊かで良好な都市環境の形成を図るため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の指定を推進するとともに、地方公共団体等による土地の買入れ等を推進しました。「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」に基づき、都市の生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定に資する技術的支援を行いました。

首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号)及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和42年法律第103号)に基づき指定された近郊緑地保全区域において、地方公共団体等による土地の買入れ等を推進しました。都市緑化に関しては、緑が不足している市街地等において、緑化地域制度や地区計画等緑化率条例制度等の活用により建築物の敷地内の空地や屋上等の民有地における緑化を推進するとともに、市民緑地契約や緑地協定の締結を推進しました。さらに、風致に富むまちづくり推進の観点から、風致地区の指定を推進しました。

緑化推進連絡会議を中心に、国土の緑化に関し、全国的な幅広い緑化推進運動の展開を図りました。また、都市緑化の推進として、「春季における都市緑化推進運動(4月~6月)」、「都市緑化月間(10月)」を中心に、普及啓発活動を実施しました。

都市における多様な生物の生息・生育地となるせせらぎ水路の整備や下水処理水の再利用等による水辺の 保全・再生・創出を図りました。

(2) 都市公園の整備

都市における緑とオープンスペースを確保し、水と緑が豊かで美しい都市生活空間等の形成を実現するた め、都市公園の整備、緑地の保全、民有緑地の公開に必要な施設整備を支援する「都市公園等事業」を実施 しました。

(3) 国民公園及び戦没者墓苑

旧皇室苑地として広く一般に利用され親しまれている国民公園(皇居外苑、京都御苑、新宿御苑)及び千 鳥ケ淵戦没者墓苑では、その環境を維持するため、施設の改修、園内の清掃、芝生・樹木の手入れ等を行い ました。

4 河川・湿地等の保全・再生

(1) 河川の保全・再生

河川やダム湖等における生物の生息・生育状況の調査を行う「河川水辺の国勢調査」を実施し、結果を河 川環境データベース(http://mizukoku.nilim.go.jp/ksnkankyo/)として公表しています。また、世界最 大規模の実験河川を有する自然共生研究センターにおいて、河川や湖沼の自然環境保全・復元のための研究 を進めました。加えて、生態学的な観点より河川を理解し、川の在るべき姿を探るために、河川生態学術研 究を進めました。

平成18年に策定した「多自然川づくり基本指針」により、多自然川づくりは全ての川づくりの基本とし て、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有し ている生物の生息・生育・繁殖環境等の保全・創出に取り組んでおり、平成22年に通知した「中小河川に 関する河道計画の技術基準について」により、治水対策を効率的・効果的に推進するとともに、良好な河川 環境の形成に努めています。さらに、災害復旧事業においても、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」に 基づき、河川環境の保全・復元の目的を徹底しました。また、多様な主体と連携して、河川を軸とした広域 的な生態系ネットワークを形成するため、湿地等の保全・再生や魚道整備等の自然再生事業に取り組みまし た。

(2) 湿地の保全・再生

湿原や干潟等の湿地は、多様な動植物の生息・生育地等として重要な場です。しかし、これらの湿地は全 国的に減少・劣化の傾向にあるため、その保全の強化と、既に失われてしまった湿地の再生・修復の手立て を講じることが必要です。

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(以下「ラムサール条約」という。)に関して は、平成27年5月に新たに四つの湿地を条約に登録し、これにより国内のラムサール条約湿地は50か所に なりました。また、平成13年度に「日本の重要湿地500」として選定していた、湿原、河川、湖沼、干潟、 藻場、マングローブ林、サンゴ礁等、国内の500か所の湿地について、湿地とその周辺における保全上の 配慮の必要性について普及啓発を進めるとともに、選定から10年以上を経た環境の変化を踏まえ、重要湿 地の見直しのための作業を行い、公表に向けて地方公共団体等と調整を行いました。

さらに、過去の開発等により失われた河川等の良好な自然環境の保全・再生を図るため、湿地等の保全・ 再生に取り組んでいます。

(3) 土砂災害対策における自然環境の保全・創出

山麓斜面に市街地が接している都市において、土砂災害に対する安全性を高め緑豊かな都市環境と景観を 保全・創出するために、市街地に隣接する山麓斜面にグリーンベルトとして一連の樹林帯の形成を図りまし た。また、生物の良好な生息・生育環境を有する渓流や里山等を保全・再生するため、NPO等と連携した 山腹工等を実施しました。土砂災害防止施設の整備に当たり良好な自然環境の保全・創出に努めているところです。

5 沿岸・海洋域の保全・再生

(1) 沿岸・海洋域の保全

海洋基本計画、国家戦略及び海洋生物多様性保全戦略に基づいて、「生物多様性の保全上重要度の高い海域」の抽出を行い、公表に向けた調整を行っています。

景観や生物多様性保全上重要な海域については、自然公園法に基づく海域公園地区に指定するなど海域の 保護を図りました。

有明海・八代海における海域環境調査、東京湾等における水質等のモニタリング、海洋短波レーダを活用 した流況調査、水産資源に関する調査等を行いました。

サンゴ礁生態系保全行動計画に基づく保全の取組を推進するとともに、行動計画の進捗状況を点検し、改 訂に向けた検討を進めました。

(2) 水産資源の保護管理

漁業法(昭和24年法律第267号)及び水産資源保護法(昭和26年法律第313号)に基づく採捕制限等の規制や、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)に基づく海洋生物資源の採捕量の管理及び漁獲努力量に着目した管理を行ったほか、[1]「資源回復計画」の推進、[2] 外来魚の駆除、環境・生態系と調和した増殖・管理手法の開発、魚道や産卵場の造成等、[3] ミンククジラ等の生態、資源量、回遊等の実態把握及び資源回復手法の解明に資する調査、[4] ウミガメ (ヒメウミガメ等)、鯨類(シロナガスクジラ等)及びジュゴンの原則採捕禁止等、[5] サメ類の保存・管理及び海鳥の偶発的捕獲の対策に関する行動計画の実施促進等、[6] 混獲防止技術の開発等を実施しました。

海洋生物の生理機能を解明して革新的な生産につなげる研究開発と生物資源の正確な資源量の変動予測を目的に生態系を総合的に解明する研究開発を実施するとともに、国立開発研究法人科学技術振興機構の戦略的創造研究推進事業として海洋生物の観測・モニタリング技術の研究開発を推進しました。

(3) 海岸環境の整備

海岸保全施設の整備においては、海岸法(昭和31年法律第101号)の目的である防護・環境・利用の調和に配慮した整備を実施しました。

(4) 港湾及び漁港・漁場における環境の整備

港の良好な自然環境の市民による利活用を促進し、自然環境の大切さを学ぶ機会の充実を図るため、自治体やNPO等が行う自然体験・環境教育活動等の場ともなる藻場・干潟等の整備を行いました。また、海洋環境整備船による漂流ごみ・油の回収を行うとともに、平成25年に策定した「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」の効果を検証するため、26年度に港湾・河川・漁港の三水域合同による「プレジャーボート全国実態調査」を実施し、27年6月に公表するとともに、放置艇の解消を目指した船舶等の放置等禁止区域の指定と係留・保管施設の整備を推進しました。さらには、海辺の自然環境をいかした自然体験・環境教育を行う「海辺の自然学校」等の取組を推進しました。

漁港・漁場では、水産資源の持続的な利用と豊かな自然環境の創造を図るため、漁場の環境改善を図るための堆積物の除去等の整備を行う水域環境保全対策を24地区で実施したほか、水産動植物の生息・繁殖に配慮した構造を有する護岸等の整備を総合的に行う「自然調和・活用型漁港漁場づくり推進事業」を全国11地区で実施しました。また、藻場・干潟の保全等を推進したほか、漁場環境を保全するための森林整備に取り組みました。さらに、サンゴの有性生殖による種苗生産を中心としたサンゴ増殖技術の開発に取り組

みました。

(5) 海洋汚染への対策

第4章第7節を参照。

(6) 生物多様性の観点からの気候変動の適応策の推進

第1部パート1第2章第3節及び「生物多様性分野における気候変動への適応の基本的考え方について」 (http://www.env.go.jp/press/101297.html) を参照。

地球規模の視野を持って行動する取組 第5節

1 愛知目標の達成に向けた国際的取組への貢献

(1) 生物多様性条約

2014年(平成26年)10月に韓国・ピョンチャンにおいて開催されたCOP12で決定された「生物多様 性戦略計画 2011-2020」及び愛知目標の中間評価結果等も踏まえつつ、引き続き関係省庁間で緊密な連携 を図り、愛知目標や「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分(Access and Benefit-Sharing) に関する名古屋議定書(以下「名古屋議定書」という。)」を始めとするCOP10決 定事項の実施に向けて取り組んでいます。

また、条約補助機関会合等の条約関連会合で積極的に交渉に参加するとともに、科学技術助言補助機関等 について開催支援を行いました。さらに、我が国は2016年(平成28年)12月にメキシコ・カンクンで開 催されるCOP13までのビューロー国として、COP13に向けた国際的な議論に積極的に貢献しています。

生物多様性分野に回る資源(資金、人材、技術)の拡大を目指す「資源動員戦略」については、途上国向 けの生物多様性関連の国際資金フローを世界全体で2006年~2010年(平成18年~平成22年)の年間資 金の平均から2015年(平成27年)までに倍増させ、その水準を2020年(平成32年)まで維持すること がCOP12において正式決定されたことを踏まえ、平成27年度に我が国を含む各国で上記決定に対する貢 献の調査が行われ、我が国からも国際的資金調達及び国内支出について条約事務局に報告をしました。

我が国は、今次会合に向けた各議題別の専門家会合、地域会合の開催についても幅広い支援を行うととも に、「生物多様性、気候変動及び災害リスク削減」の決議案を提案するなど、各主要議題の議論に積極的に 参加し、資源動員の目標設定等の合意に向けて大きく貢献しました。

愛知目標の達成を含め、生物多様性条約に基づく取組を地球規模で推進していくためには、途上国への資 金供与や技術移転、能力養成が必要であることが強く指摘されています。このため、我が国は、愛知目標の 達成に向けた途上国の能力養成等を支援するため、条約事務局に「生物多様性日本基金」を設置し本基金を 活用し、生物多様性国家戦略の策定・改定を支援するワークショップ開催等が進められています。

(2) 名古屋議定書

COP10において採択された名古屋議定書の早期締結及び国内措置の実施については、国家戦略の目標と して掲げ、関係者及び関係省庁で締結に必要な国内措置の検討を進めました。

我が国は、COP10の際に、名古屋議定書の早期発効や効果的な実施に貢献するため、地球環境ファシリ ティ(GEF)によって管理・運営される名古屋議定書実施基金の構想について支援を表明しており、2011 年(平成23年)に10億円を拠出しました。2015年(平成27年)9月現在、パナマ、コロンビア、フィ ジー、ガボン、コスタリカ、ブータン、中央アフリカ地域等の各国や地域等を対象とした9件のプロジェク トが承認され、世界52か国において国内制度の発展、遺伝資源の保全及び持続可能な利用に係る技術移転、 民間セクターの参加促進等の活動が支援されています。

(3) カルタヘナ議定書

国内担保法であるカルタヘナ法に基づき、議定書で求められている遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を実施しました。また、「名古屋・クアラルンプール補足議定書」について、関係省庁において締結に向けた情報収集と検討を進めました。

2 自然資源の持続可能な利用・管理の国際的推進

(1) SATOYAMA イニシアティブ

二次的自然環境の保全及び自然資源の持続的利用を推進するための取組であるSATOYAMAイニシアティブを普及しました。具体的には、「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ (IPSI)」を通じて、2016年(平成28年)1月にカンボジア・シェムリアップにおいて「IPSI第6回定例会合」をカンボジア政府との共催により開催しました。本会合では、「持続可能なランドスケープ・シースケープ管理のための戦略的な活動の評価と展望」をテーマに、IPSI総会と公開フォーラムが行われました。なお、IPSIの会員は2016年(平成28年)1月現在、16か国の政府機関を含む184団体となりました。

また、平成25年に発足した、SATOYAMAイニシアティブの理念を国内において推進するための組織「SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワーク」により、SATOYAMAイニシアティブの国内への普及啓発、多様な主体の参加と協働による取組の促進に向け、ネットワークへの参加を呼び掛けたリーフレットの作成や「エコプロダクツ2015」等の各種イベントへの参加、会員相互の交流・連携に向けたセミナーを開催しました。なお、本ネットワークの会員は平成27年10月現在、50地方自治体を含む106団体となりました。

(2) ワシントン条約

ワシントン条約に基づく絶滅のおそれのある野生動植物の輸出入の規制に加え、同条約附属書 I に掲げる種については、種の保存法に基づき国内での譲渡し等の規制を行っています。また、関係省庁、関連機関が連携・協力し、インターネット取引を含む条約規制対象種の違法取引削減に向けた取組等を進めました。

(3) 保護地域に係る国際的な取組

第1回アジア国立公園会議を契機に設立された「アジア保護地域パートナーシップ(APAP)」の初代共同議長国として、同枠組みの活動を主導しました。具体的には、保護地域の協働型管理推進をテーマとした「保護地域の協働型管理に関するAPAPワークショップ」を平成27年11月に沖縄県石垣島で開催しました。

3 生物多様性に関わる国際協力の推進

(1) ラムサール条約

平成27年5月に涸沼(茨城県)、芳ヶ平湿地群(群馬県)、東よか干潟及び肥前鹿島干潟(共に佐賀県)の4湿地を新たにラムサール条約に登録するとともに、平成17年に登録した慶良間諸島海域の区域を大幅に拡大しました。これにより国内のラムサール条約湿地は計50か所(14万8,002ha)になりました。

2015年(平成27年)6月にウルグアイにおいて開催されたラムサール条約第12回締約国会議では、今後9年間のラムサール条約の実施の基礎となる「ラムサール条約戦略計画2016-2024」を始めとする16の決議が採択されました。このほか、ラムサール条約登録湿地関係市町村会議等の関係者と共に、ラムサール条約湿地における普及啓発活動等を進めました。

(2) アジア太平洋地域における渡り性水鳥の保全

東アジア・オーストラリア地域の渡り性水鳥及びその生息地の保全を目的とする国際的連携・協力のため の枠組み「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ (EAAFP) | の下に設置され ている渡り性水鳥重要生息地ネットワークに参加している国内32か所の生息地の管理者等を対象として普 及啓発活動等を行いました。

(3) 二国間渡り鳥条約・協定

米国、ロシア、オーストラリア、中国及び韓国との二国間の渡り鳥条約等に基づき、アホウドリ及びズグ ロカモメに関する共同調査等を引き続き実施するとともに、2015年(平成27年)11月に米国・フォール ズチャーチにおいて、米国及び露国との間で二国間渡り鳥等保護条約会議を開催しました。会議では、渡り 鳥の保全施策等に関する意見・情報交換を行い、渡り鳥保全のための協力を推進することを確認しました。

(4) 国際的なサンゴ礁保全の取組

ラムサール条約第12回締約国会議において、サンゴ礁の保全に関する情報交換を行うためのワークショッ プを、ラムサール条約事務局と共催しました。また、2015年(平成27年)12月に、タイ・パタヤにおい て、国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)第30回総会をタイと共催し、今後のサンゴ礁モニタリングの在 り方や、サンゴ礁保全のための海洋の空間計画の進め方について議論を行いました。

(5) 持続可能な森林経営と違法伐採対策

世界の森林は、陸地の約31%を占め、面積は約40億haに及びますが、2010年(平成22年)から2015 年(平成27年)にかけての森林減少率は、1990年代に比べて約半分に低下しているものの、依然として 減少が続いています。地球温暖化や生物多様性の損失に深刻な影響を与える森林減少・劣化を抑制するため には、持続可能な森林経営を実現する必要があります。我が国は、これに関する国際的な議論に参画・貢献 するとともに、関係各国、各国際機関等と連携を図るなどして国際的な取組を推進しています。

2015年(平成27年)5月の第11回国連森林フォーラム(UNFF11)において、「森林に関する国際的な 枠組(IAF)」を強化するとともに、これを2030年(平成42年)まで延長すること、「すべてのタイプの森 林に関する法的拘束力を伴わない文書(NLBI)」を「国連森林措置」に改称して2030年(平成42年)ま で延長することなどが決定されました。

2015年(平成27年)11月にマレーシア・クアラルンプールで開催された第51回国際熱帯木材機関 (ITTO) 理事会では、持続可能な森林経営と熱帯木材の適正な貿易の推進に向け、運営や予算に加え、新 たな事務局長の選出に向けた議論が行われました。

また、特に持続可能な森林経営の阻害要因の一つとなっている違法伐採への対策として、我が国では、グ リーン購入法に基づき、国等の機関で合法性が証明された木材・木材製品等の調達を推進するとともに、地 方公共団体や民間事業者等に対する普及等を行っています。

さらに、森林減少及び土地利用の変化に伴う人為的な温室効果ガス排出量は世界全体の排出量の約1割を 占めるとされており、途上国における森林減少・劣化からの排出の削減に加え、森林保全も含めて排出削減 を実現するREDD+という考え方が提唱されています。2015年(平成27年)12月にフランス・パリで開 催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議では、京都議定書に代わる、2020年(平成32年)以降 の新たな国際枠組みであるパリ協定が採択され、森林を含む吸収源の保全及び強化に取り組むこと(5条1 項)、REDD+の実施及び支援を推奨すること(同2項)などが定められました。また、同会合でREDD+ に関する三つの締約国会議決定(非炭素便益、非市場アプローチ、セーフガード)が採択され、条約の下で のREDD+方法論の検討が終了しました。

上記の取組のほか、国連食糧農業機関(FAO)等の国際機関への拠出等を通じた協力を行いました。

4 世界的に重要な地域の保全管理の推進

(1) 世界遺産条約

我が国では、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(世界遺産条約)に基づき、屋久島、白神 山地、知床及び小笠原諸島の4地域が自然遺産として世界遺産一覧表に記載されています。これらの世界自 然遺産については、遺産地域ごとに関係省庁・地方公共団体・地元関係者からなる地域連絡会議と専門家に よる科学委員会を開催しており、関係者の連携によって適正な保全・管理を実施しました。特に小笠原諸島 については、世界遺産委員会の勧告を踏まえ、外来種対策の推進を推進しており、平成25年に兄島で新た に確認された侵略的外来種であるグリーンアノールや、陸産貝類に深刻な影響を与えているクマネズミにつ いて、関係者の協働により重点的に防除対策を継続しました。また、世界文化遺産「富士山-信仰の対象と 芸術の源泉」については、世界遺産委員会の勧告・要請事項に対応するため、関係省庁及び関係地方公共団 体等が連携し、富士山包括的保全管理計画を改定するとともに、富士山ヴィジョン及び各種戦略を策定し、 平成28年1月に世界遺産センターへ保全状況報告書を提出しました。

世界自然遺産の国内候補地である奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島については、専門家による科 学委員会や、地域との情報共有や合意形成の場である「地域連絡会議」を開催し、推薦に向けた検討を行い ました。

(2) 生物圏保存地域(ユネスコエコパーク)

「生物圏保存地域(Biosphere Reserves、以下「BR」という。)」は、ユネスコの「人間と生物圏(Man and the Biosphere (MAB)) 計画」の枠組みに基づいて国際的に認定された地域で、生態系の保全と持続 可能な地域資源の利活用の調和を目的としています。なお、「ユネスコエコパーク」は、我が国での通称で す。

現在、志賀高原(群馬県・長野県)、白山(石川県・岐阜県・富山県・福井県)、大台ヶ原・大峯山・大杉 谷(奈良県・三重県)、綾(宮崎県)、屋久島・口永良部島(鹿児島県)、只見(福島県)及び南アルプス (山梨県・長野県・静岡県)の7地域がBRに登録され、豊かな自然環境を保全するとともに、それぞれの 自然や文化の特徴をいかした地域づくりが積極的に進められています。

(3) ユネスコ世界ジオパーク

2015年(平成27年)11月にユネスコ総会にてジオパークのユネスコ正式事業化の議案が可決され、国 際地質科学ジオパーク計画 (International Geoscience and Geoparks Program) としてユネスコの正 式事業となりました。国内の世界ジオパーク認定地である洞爺湖有珠山(北海道)、アポイ岳(北海道)、糸 魚川 (新潟県)、山陰海岸 (京都府・兵庫県・鳥取県)、隠岐 (島根県)、室戸 (高知県)、島原半島 (長崎 県)、阿蘇(熊本県)の8地域は、正式事業化と同時にユネスコ世界ジオパークとして登録されました。ユ ネスコ世界ジオパークと日本ジオパークの多くが国立公園と区域が重なっているため、ジオパークと連携し た国立公園内の標識等の整備、シンポジウムの開催、学習教材・プログラム作り、エコツアーガイド養成等 を行いました。

(4) 世界農業遺産

世界農業遺産は、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり形作られてきた伝統的な農林水産業と、そ れに関わって育まれた文化、ランドスケープ、生物多様性等が一体となった世界的に重要な農林水産業シス テムをFAOが認定するものです。平成27年12月に、清流長良川の鮎~里川における人と鮎のつながり~ (岐阜県)、みなべ・田辺の梅システム(和歌山県)、高千穂郷・椎葉山の山間地農林業複合システム(宮崎 県)が新たに認定され、我が国の認定地域は計8地域となりました。

(5) 砂漠化への対処

砂漠化とは、国連の砂漠化対処条約(UNCCD)(1996年(平成8年)発効)において、「乾燥地域にお ける土地の劣化 | と定義されています。乾燥地域は地表面積の約41%を占めており、世界の3分の1以上 の人々がそこに居住しています。一方で、世界で約1,900万km2の乾燥地が土地劣化し、約15億人が砂漠 化の影響を受けていると推定されています。砂漠化の原因として、気候的要因のほか、過放牧、過耕作、過 度の薪炭材採取による森林減少、不適切な灌漑による塩分集積等が挙げられます。その背景には、開発途上 国における人口増加、貧困、市場経済の進展等の社会的・経済的要因が関係しています。

UNCCDでは、加盟している開発途上国は砂漠化対処のための行動計画を作成し、先進国がその支援を 行うことで砂漠化対策に取り組むこととされています。我が国も締約国会議に参画・貢献するとともに関係 各国、各国際機関等と連携を図りつつ国際的な取組を推進しています。2015年度(平成27年度)はモン ゴル国において住民参加による持続可能な牧草地利用等検討事業を継続して実施しました。また、米国に次 ぐ規模の拠出国として条約活動を支援しています。

このほか、同条約への科学技術面からの貢献を念頭に、砂漠化対処のための技術の活用に関する調査等を 実施しました。

(6) 南極地域の環境の保護

南極地域は、近年、基地活動や観光利用の増加による環境影響の増大も懸念されています。

南極の環境保護に向けた国際的な取組は、南極の平和的利用と科学的調査における国際協力の推進のため 南極条約(1961年(昭和36年)発効)の下で定められた、南極の環境や生態系の保護を目的とする「環 境保護に関する南極条約議定書」(1998年(平成10年)発効)により進められています。

我が国は、南極条約の締約国として、環境保護に関する南極条約議定書を適切に実施するため制定された 南極地域の環境の保護に関する法律(平成9年法律第61号)に基づき、南極地域における観測、観光、冒 険旅行、取材等に対する確認制度等を運用するとともに、環境省のウェブサイト等を通じて南極地域の環境 保護に関する普及啓発、指導等を行いました。また、2015年(平成27年)6月にブルガリアで開催された 第38回南極条約協議国会議に参加し、南極特別保護地区等の管理計画や、非在来種の移入防除方法等、南 極における環境の保護の方策について議論を行いました。また、職員が第56次南極地域観測隊に同行し採 取した水や土壌、生物等の試料を分析し、基地活動による南極地域の環境への影響を調べ、今後の活動の内 容等について検討しました。

科学的基盤を強化し、政策に結び付ける取組 第6節

基礎的データの整備

(1) 自然環境調査とモニタリング

我が国では、全国的な観点から植生や野生動物の分布など自然環境の状況を面的に調査する自然環境保全 基礎調査や、様々な生態系のタイプごとに自然環境の量的・質的な変化を定点で長期的に調査する「モニタ リングサイト1000」等を通じて、全国の自然環境の現状及び変化状況を把握しています。

自然環境保全基礎調査における植生調査では、詳細な現地調査に基づく植生データを収集整理した1/2.5 万現存植生図を作成しており、我が国の生物多様性の状況を示す重要な基礎情報となっています。平成27 年度までに、全国の約77%に当たる地域の植生図の作成を完了しました。また、砂浜・泥浜の面積等の変 化状況についても調査を実施しています。さらに、クマ等の動物調査を再開しました。

モニタリングサイト1000では、高山帯、森林・草原、里地里山、陸水域(湖沼及び湿原)、沿岸域(砂

浜、磯、干潟、アマモ場、藻場及びサンゴ礁)、小島嶼について、生態系タイプごとに定めた調査項目及び 調査方法により、合計約1,000か所の調査サイトにおいて、モニタリング調査を実施し、その成果を公表し ています。また、得られたデータは5年ごとに分析等を加え、取りまとめて公表しており、第3期の取りま とめに向けた検討を進めています。

また、インターネットを使って、全国の生物多様性データを収集共有化し、提供するシステム「いきもの ログ」については、より効率的に生物多様性データの収集と提供を行うための改修を行い、機能の充実と操 作性の向上を図りました (http://ikilog.biodic.go.jp/)。いきものログにより、平成27年度末時点で600 万件を超える全国の生物多様性データが収集され、地方公共団体を始めとする様々な主体で活用されていま す。

(2) 地球規模のデータ整備や研究等

地球規模での生物多様性保全に必要な科学的基盤の強化のため、アジア太平洋地域の生物多様性観測・モ ニタリングデータの収集・統合化等を推進する「アジア太平洋生物多様性観測ネットワーク(AP-BON)| のワークショップを2016年(平成28年)2月にタイで開催しました。また、第8回全球地球観測システム (GEOSS) アジア太平洋シンポジウムにおいて、AP-BON分科会を平成27年9月に中国で開催しました。 さらに、東・東南アジア地域での生物多様性の保全と持続可能な利用のための生物多様性情報整備と分類学 能力の向上を目的とする「東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ(ESABII)」を推進するために分 類学能力構築の研修等を2015年(平成27年)10月にマレーシアで実施しました。

研究開発の取組としては、独立行政法人国立科学博物館において、「日本海周辺域の地球表層と生物相構 造の解析」、「日本の生物多様性ホットスポットの構造に関する研究」等の調査研究を推進するとともに、約 436万点の登録標本を保管し、これらの情報をインターネットで広く公開しました(http://www.kahaku. go.jp/research/)。また、地球規模生物多様性情報機構(GBIF)の活動を支援するとともに、GBIF日本 ノード(データ提供拠点)である独立行政法人国立科学博物館及び大学共同利用機関法人情報・システム研 究機構国立遺伝学研究所と連携しながら、生物多様性情報をGBIFに提供しました。

2 生物多様性の総合評価

第1節1を参照。

3 科学と政策の結び付きの強化

生物多様性及び生態系サービスに関する科学と政策の連携の強化を目的として設立された「生物多様性及 び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム(IPBES)」の事務局の機能の一部である、 アジア・オセアニア地域の生物多様性及び生態系サービスに関する評価の技術支援機関(TSU)が、我が 国の提案に基づき、平成27年4月に公益財団法人地球環境戦略研究機関(IGES)に設置されました。 IGES はTSUとして、平成30年までの3年間で専門家による執筆作業、執筆者会合開催、評価報告書作成 等の支援を行います。また、IPBESの第4回総会が、2016年(平成28年)2月にマレーシア・クアラルン プールにて開催されました。同総会では、2014年(平成26年)から5か年の作業計画の履行状況の確認及 び作業計画の見直しが行われたほか、「花粉媒介」及び「シナリオ分析」に関する評価報告書や、2016年 (平成28年)修正予算、IPBES運用規則が承認されました。我が国はIPBESの国際的な議論に積極的に参 画するとともに、IPBES作業計画に我が国の知見を効果的にインプットし作業計画に貢献するため、 IPBESに関わる国内専門家及び関係省庁間における国内連絡会を平成27年11月に開催しました。

東日本大震災からの復興・再生に向けた自然共生社会づくりの取組 第7節

1 三陸復興国立公園を核としたグリーン復興

(1) 三陸復興国立公園に関する取組

みちのく潮風トレイルについては、平成26年10月に開通した福島県新地町から相馬市の区間(約 50km) で踏破証明書の発行による利用促進を図ったほか、平成27年7月に岩手県岩泉町から宮古市の区 間(約51km)、平成27年8月に岩手県野田村から普代村の区間(約24km)、平成27年9月に岩手県釜石 市から大船渡市の区間(約144km)が新たに開通しました。また、トレイルの利用を促進するための取組 として、トレイルマップの配布、踏破認定制度の導入、メディアを通じたPR、イベントの開催、ウェブサ イトのリニューアル等を実施しました。さらに、岩手・宮城・福島県内の5つの地域を対象とした復興エコ ツーリズム推進モデル事業の3年間の成果や課題を踏まえ、推進体制の構築、エコツアーの商品化及び情報 発信の強化等の検討を行いました。地震・津波による自然環境への影響の把握については、震災から5年間 の変化状況を取りまとめ、過年度に地図化した「重要自然マップ」の更新等について情報発信を行いまし た。

(2) 公園施設の整備

三陸復興国立公園の主要な利用拠点やみちのく潮風トレイルにおいて、防災機能を強化しつつ、被災した 公園利用施設の再整備や観光地の再生に資する復興のための整備を推進しました。宮城県気仙沼市では、 キャンプ場の再整備を行い、平成27年7月にリニューアルオープンしました。青森県階上町では、階上岳 登山道沿いの大開平に休憩所を整備し、平成27年9月に開所しました。また、岩手県内での三陸復興国立 公園の整備について、自然環境整備交付金による支援を行いました。

2 東京電力福島第一原子力発電所の事故への対応

(1) 野生動植物への影響のモニタリング

東京電力福島第一原子力発電所の周辺地域での放射性物質による野生動植物への影響や、人間活動の減少 による二次的な影響を把握するため、関係する研究機関等とも協力しながら、植物の種子やネズミ等の試料 の採取及び分析、定点カメラによる観測等を進めました。また、関連した調査を行っている他の研究機関や 学識経験者、海外の研究者とも意見交換を行いながら、今後のモニタリング方法の検討等を行いました。

(2) 野生鳥獣への影響と鳥獣被害対策

東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、放射線量の高い帰環困難区域等は、原則立入り禁止となりま した。これらの区域内では、農業生産活動等の人為活動が停滞していること、また、狩猟者の他市町村への 避難等により、狩猟や有害鳥獣捕獲を行うことが難しい状況となっています。このため、イノシシ等の野生 鳥獣の人里への出没が増加し、農地を掘り返したり、家屋に侵入したりする被害が発生しています。これら の鳥獣をこのまま放置すれば、住民の帰還準備や帰還後の生活、地域経済の再建に大きな支障が生じるおそ れがあります。

そのため、平成25年度においては旧警戒区域内の帰還困難区域等において、イノシシなどの生息状況調 査及び捕獲を行い、4町(富岡町、大熊町、双葉町、浪江町)で計204頭のイノシシ等を捕獲しました。平 成26年度からは上記に加え半径20キロ圏外の帰還困難区域も事業対象区域とし、5町村(富岡町、大熊町、 双葉町、浪江町、葛尾村)でイノシシ等の生息状況調査及び捕獲を行っており、平成 26 年度は計 381 頭、 平成27年度は計286頭を捕獲しました。